

第三次住宅マスタープランの評価

第三次住宅マスタープランの達成状況と第四次住宅マスタープランへの課題を確認するため、関係各課により実施状況評価及び事業評価を行った。

評価は、個別施策単位ではなく、より具体的な事業や取組にブレイクダウンして実施状況を把握し、定量的評価とともに市民の住生活向上の観点も視野に入れた定性的評価も行った。

○評価時期 令和元（2019）年8月（第三次住マス後期3年4か月経過時点）

○評価基準 ①実施状況評価 3段階評価

- ◎ 実施済・実施後継続中
- 一部実施済
- △ 検討・研究中

②事業評価 定量的な事業（取組）の場合は、実施量に基づき評価

定性的な事業（取組）の場合は、市民の住生活向上の観点から評価

- A・・・目標の100%以上の達成率
- B・・・目標の80%以上100%未満の達成率
- C・・・目標の60%以上80%未満の達成率
- D・・・目標の30%以上60%未満の達成率
- E・・・目標の30%未満（実施事業無し含む）の達成率

○評価シート（イメージ）

武蔵野市第三次住宅マスタープラン（後期）個別施策展開の現状及び評価シート

大分類	多様な世代・世帯に適應する住まいづくり		
中分類	高齢者世帯や障害者世帯の居住安定への支援		
個別 施策	掲載頁	46	関係課 住宅対策課/武蔵野市開発公社
	住み替え支援制度の促進		
計画 本文	高齢者・障害者・ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者が安心して暮らし続けるために、都営・市営住宅等の公営住宅や、UR住宅を含めた民間賃貸住宅の各種支援制度等について、わかりやすく情報提供します。そして、民間賃貸住宅への入居を促進するために、不動産関係団体等と連携し、「入居支援相談会」や「高齢者安心住まい確保事業」等の現在実施している事業を推進します。また、住宅確保要配慮者の住宅確保にあたっては建物所有者の理解と協力が必要不可欠であることから、建物所有者を対象とした啓発を行います。あわせて民間賃貸住宅の空き家・空き室が増加し住宅ストックが充足しつつあるという状況も考慮し、国・都等で進められている、住宅・福祉部局等の行政と不動産関係団体と居住支援団体等が連携した住宅確保の取り組みに関して情報収集を行い、市として実施可能な仕組み等を検討します。		
H23～27の 実施 状況	市と開発公社の連携により、住み替えに向けた一つのモデルケースとして情報提供・相談の実施とともに、（一社）移住・住みかえ支援機構（略称：JTI）が行う50歳以上のシニア世代を対象にマイホームを借上げ、賃貸住宅として子育て世代に転貸するマイホーム借上げ制度を活用した「住み替え支援事業」を平成23年度から実施しています。 ・平成23年度～平成27年度：相談件数144件、JTI登録件数22件、JTI制度申込3件		状況評価 ◎

	第3次後期(H28～R1)の実施状況及び見込(R2)			事業の成果		次期への課題
	事業名(取組名)	取組の概要	状況評価	事業評価	Eの場合は理由	
取組①						
取組②						
取組③						

1

施策の体系

多様な世代・世帯に
適応する住まいづくり

高齢者世帯や障害者世帯の
居住安定への支援

充実

ファミリー世帯の
居住安定への支援

充実

多様な共同居住の普及に向けた支援

重層的な居住のセーフティネットの構築

質の高い住まいと
住環境づくり

住宅ストックとしての空き家の
適切な管理と利活用の促進

新規

良質な民間住宅の供給誘導

集合住宅の質の確保と
維持・管理、再生への支援

充実

良好な住環境の形成に向けた支援

安全・安心な
住まいづくり


安全性の高い住まい・地域づくりに向けた支援

住宅に必要な最低限の質の確保

健康に暮らせる住まいづくりへの支援

環境に配慮した
住まいづくり

環境に配慮した住まいづくりへの支援




- 住み替え支援制度の促進
- 住宅の供給安定支援と入居支援の充実 **【充実施策】**
- 住宅のユニバーサルデザイン化の促進

- 居住安定化に向けた支援 **【充実施策】**
- 住み替え支援制度の促進(再掲)

- 多様な共同居住の普及に向けた取り組み

- 居住セーフティネットの構築
- 市営住宅・福祉型住宅の適切な管理及びあり方の検討




- 管理不全空き家に対する対策の実施 **【新規施策】**
- 管理不全空き家の予防と、空き家の利活用についての検討 **【新規施策】**

- 質の高い住まいづくりの促進と情報提供の充実
- まちづくり条例等による居住水準向上への指導
- 長期優良住宅の普及促進
- 住宅性能表示制度の普及促進

- 分譲マンションの維持・管理及び再生への支援 **【充実施策】**
- 集合住宅への適切な指導
- 集合住宅の実態把握と情報の共有
- 集合住宅のコミュニティ形成に向けた支援


- 住みたい街としての魅力発信
- 緑豊かな住環境の維持と創出
- 地域の特性に応じた住まい等のルールづくりへの支援
- 良好な居住環境形成に向けた対応



- 住宅の耐震化促進等による地域の安全性の向上
- 住宅の安全性の向上
- 防災性・防犯性の高い住環境づくりへの支援
- 災害などへの対策の推進

- 違反建築や欠陥住宅の予防への取り組み

- 健康に暮らせる住まいづくりへの支援



- 環境に配慮した住まいづくり・住まい方の推進
- 住宅の長期使用

凡例 ○：継続施策 ●：新規施策

武蔵野市第三次住宅マスタープラン（改訂版） 個別施策 関係課一覧

	施策の方向性 (大分類)	基本的な方針 (中分類)	個別施策	関係課	
1-1-1	多様な世代・世帯に 住まいづくり に 適応する	高齢者世帯や障害者世帯の 居住安定への支援	住み替え支援制度の促進	武蔵野市開発公社/住宅対策課	
1-1-2			住宅の供給安定支援と入居支援の充実	住宅対策課/子ども家庭支援センター/障害者福祉課	
1-1-3			住宅のユニバーサルデザイン化の促進	まちづくり推進課/地域支援課	
1-2-1		ファミリー世帯の居住安定 への支援	居住安定化に向けた支援	住宅対策課/子ども政策課	
1-2-2			住み替え支援制度の促進(再掲)	武蔵野市開発公社/住宅対策課(再掲)	
1-3-1		重層的な居住のセーフティ ネットの構築	多様な共同居住の普及に 向けた支援	多様な共同居住の普及に向けた取り組み	住宅対策課
1-4-1			居住セーフティネットの構築	住宅対策課/生活福祉課	
1-4-2			市営住宅・福祉型住宅の適切な 管理及びあり方の検討	住宅対策課	
2-4-1	質の高い住まいと 住環境づくり	住宅ストックとしての空き家の 適切な管理と利活用の 促進	管理不全空き家に対する対策の実施	住宅対策課	
2-4-2			管理不全空き家の予防と、空き家の 利活用についての検討	住宅対策課	
2-1-1		良質な民間住宅の供給誘 導	質の高い住まいづくりの促進と 情報提供の充実	住宅対策課	
2-1-2			まちづくり条例等による居住水 準向上への指導	住宅対策課/まちづくり推進課	
2-1-3			長期優良住宅の普及促進	住宅対策課/建築指導課	
2-1-4			住宅性能表示制度の普及促進	住宅対策課	
2-2-1		集合住宅の質の確保と維持・ 管理、再生への支援	分譲マンションの維持・管理及 び再生への支援	住宅対策課	
2-2-2			集合住宅への適切な指導	まちづくり推進課/地域支援課	
2-2-3			集合住宅の実態把握と情報の共 有	住宅対策課	
2-2-4			集合住宅のコミュニティ形成に 向けた支援	住宅対策課/市民活動推進課/防災課	
2-3-1		良好な住環境の形成に向け た支援	住みたい街としての魅力発信	生活経済課	
2-3-2			緑豊かな住環境の維持と創出	まちづくり推進課/緑のまち推進課	
2-3-3			地域の特性に応じた住まい等 のルールづくりへの支援	まちづくり推進課	
2-3-4			良好な居住環境形成に向け た対応	地域支援課/高齢者支援課/生活経済課/交通対策課	
3-1-1		住安全・住 まい・安心 な	安全性の高い住まい・地域 づくりに向けた支援	住宅の耐震化促進等による地 域の安全性の向上	住宅対策課/建築指導課/道路課
3-1-2				住宅の安全性の向上	住宅対策課/安全対策課
3-1-3	防災性・防犯性の高い住環境 づくりへの支援			市民活動推進課/安全対策課	
3-1-4	災害などへの対策の推進		防災課/下水道課		
3-2-1	住宅に必要な最低限の質の 確保		違反建築や欠陥住宅の予防 への取り組み	建築指導課	
3-3-1	健康に暮らせる住まいづく りへの支援		健康に暮らせる住まいづく りへの支援	住宅対策課	
4-1-1	住環境に 配慮した 住まいづ くり	環境に配慮した住まいづく りへの支援	環境に配慮した住まいづくり・ 住まい方の推進	住宅対策課/環境政策課/緑のまち推進課	
4-1-2			住宅の長期使用	住宅対策課/建築指導課	

■武蔵野市第三次住宅マスタープラン（改訂版） 個別施策別の評価一覧

施策の方向性(大分類)	基本的な方針(中分類)	個別施策	担当課	事業名又は取組名	事業又は取組の概要（各課の記載内容から抜粋し要約）	状況評価	事業評価	頁	
1 多様な世代・世帯に適應する住まいづくり	1 高齢者世帯や障害者世帯の居住安定への支援	1 住み替え支援制度の促進	武蔵野市開発公社	住み替え支援事業	市や(一社)移住・住みかえ支援機構と連携し、ライフスタイルに合わせた居住環境確保の支援を実施。実績(R1.8.14時点)：相談件数25件、実績1件、セミナー開催(H30.3.17実施、参加者16名、相談4件)	◎	C	13	
			住宅対策課	住み替え支援事業の実施	市民への住み替え支援事業の情報提供と相談会を実施。	◎	A	13	
		2 住宅の供給安定支援と入居支援の充実	住宅対策課	高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業	低所得の高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対し、市内の民間賃貸住宅へ入居、又は継続して居住するために、債務保証料の助成を実施。	◎	A	14	
				高齢者あんしん住まい確保事業	(H28年度～)建物所有者へのバリアフリー改修等の助成と入居者への支援をパッケージ化した「住宅確保要配慮者への住宅確保事業」を実施。宅地建物取引業団体等と連携しながら入居を拒まれない住宅の供給を促進。	◎	C	14	
			子ども家庭支援センター	ひとり親家庭等住宅費助成事業	民間住宅に居住するひとり親家庭等に対し、一部住宅費の助成を実施。(H28：388件、H29：393件、H30：379件)	◎	A	14	
	3 住宅のユニバーサルデザイン化の促進	まちづくり推進課/地域支援課	心身障害者住宅費助成	民間の共同住宅を借りている障害者の家賃の一部を助成。 ・対象：市内に3年以上居住しており、身体手帳1～4級、愛の手帳1～3度の障害者または保護者。 ・登録：545人(H28～R1) ・助成金額：家賃月額2分の1、上限3万円、所得制限有。 ・助成額(H30年度実績)：43,554,462円	○	A	14		
			武蔵野市まちづくり条例に基づく協議実績	共同住宅の新築・増築等にあたり、東京都福祉のまちづくり条例、東京都建築物バリアフリー条例等の規定に定める基準に沿うよう指導。 【東京都福祉のまちづくり条例による届出状況(特定施設整備届出の受理)】H28年20件、H29年23件、H30年17件 【武蔵野市まちづくり条例による届出状況】(※大規模：大規模開発事業、一般：一般開発事業) H28年度 大規模5件、一般28件、H29年度 大規模12件、一般24件、H30年度 大規模5件、一般26件	◎	A	15		
	2 ファミリー世帯の居住安定への支援	1 居住安定化に向けた支援	住宅対策課	子育て世帯用住宅の拡充	福祉型住宅の管理人室(12室)を、ひとり親世帯用、子育て世帯用及び複数子育て世帯用住宅に転換し、子育て世帯用住宅を拡充。	◎	A	15	
			子ども政策課	子どもプラン武蔵野の推進	子育て世帯が市内に安定して住み続けられるよう、第四次子どもプラン武蔵野に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的に展開。	◎	B	16	
		子育て情報発信の充実	子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」を開設。市ホームページの「子育て支援」ページの体裁等を見直し、情報発信を充実。	◎	B	16			
	2 住み替え支援制度の促進(再掲)	—	—	—	—	—	—	—	
	3 多様な共同居住の普及に向けた支援	1 多様な共同居住の普及に向けた取り組み	住宅対策課	シェアハウスモデル事業	シェアハウス等の需要、情報提供や支援等、行政としての関わり方について、大学やURと研究。	△	D	16	
	4 重層的な居住のセーフティネットの構築	1 居住セーフティネットの構築	住宅対策課	高齢者あんしん住まい確保事業(再掲)	—	—	—	—	16
			生活福祉課	住居確保給付金支給事業	65歳未満で離職後2年を経過していない者を対象とし、ハローワークを活用した求職活動中における住居の喪失を防止するため家賃相当額の給付金を支給。支給期間は原則3か月、求職状況により最長9か月。収入・資産要件及び支給上限額あり。	◎	A	17	
		2 市営住宅・福祉型住宅の適切な管理及びあり方の検討	住宅対策課	市営住宅使用者に対する福祉型住宅等転居促進事業	平成29年度から、市営住宅を単身使用している高齢者等に対し、福祉型住宅などへの転居に要する費用の一部を補助することにより、市営住宅の効率的な運用を図る。	◎	C	17	
福祉型住宅の定期使用住宅制度の導入(H29年度～)				子育て世帯用住宅について10年の定期使用住宅を整備。	◎	A	17		
福祉型住宅入居者の親睦・交流事業やイベントの実施	住宅内のコミュニティ維持形成を企図し、住宅毎に、月1回の親睦・交流事業、年3回程度イベントを実施。	◎	B	18					
2 質の高い住まいと住環境づくり	4 住宅ストックとしての空き家の適切な管理と利活用の促進	1 管理不全空き家に対する対策の実施	住宅対策課	空家等の適正管理に関する条例の制定(H28年度～)	「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成27年2月26日施行)」を補完し適切に運用することを目的とした条例を制定。 【主な内容】①審議会の位置付。②他の行政機関への市内部情報の提供を可に。③公共の場に対し著しい危険が及ぶ場合の緊急措置を可に。	◎	A	18	
				空家等実態調査の実施(H29年度)	市内の空家等の件数、状況を把握するため調査を実施。【調査結果】戸建住宅の空き家率：1.5%、集合住宅の空き室率：7.1%	◎	A	18	
		空家等の管理に関する相談受付及び適正管理促進の呼びかけ(H28年度～)	空家等の管理に関する相談に対し、市職員が現地確認を実施し、管理不全と認められる空家等に対して、適正管理を促す通知を送付。特に管理状況が悪い空家等については、庁内関係課と連携、特定空家等の認定や勧告、代執行について審議会に諮問(判断基準作成済)する体制を構築。 【相談件数】H28：57件、H29：42件、H30：85件【通知件数】H28：21件、H29：15件、H30：52件【特定空家等件数】実績なし	◎	C	18			
		2 管理不全空き家の予防と、空き家の利活用についての検討	住宅対策課	空き住宅等対策実施方針の策定(H30年度～)	平成29年度に実施した空家等実態調査の結果をもとに、「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成27年2月26日施行)」第6条第1項に基づく対策計画を策定。【主な内容】①予防の取り組み②適切な管理・利活用の取り組み③管理不全の空家等への取り組み	◎	A	19	
	関連団体との連携(H29年度～)	関連団体(弁護士、司法書士、行政書士、宅建士、税理士、土地家屋調査士、建築士、シルバー人材センター)と「良好な住まいづくりに関するパートナーシップ協定」を締結。【実績】①相談窓口開設。②関連団体との連携を高めるための連絡会開催。	◎	C	19				
	1 良質な民間住宅の供給誘導	1 質の高い住まいづくりの促進と情報提供の充実	住宅対策課	良質な住まいづくり活動	良質な住まいづくりに結びつく、自主的かつ公益的な活動を行う団体に対し、活動費の一部を助成。 【助成実績】H28…4団体、H29…1団体、H30…2団体	◎	B	19	
				住まいのなんでも相談	建築士、マンション管理士、宅地建物取引士、司法書士が無料で相談に対応する総合相談窓口を創設。住まいに関する問題解決のためのきめ細かな支援を実施。【実績】H29…122件、H30…103件	◎	A	19	
				普及啓発活動	各種セミナーを通じ、住まいに関する様々な情報発信を実施。【H28～30実績】水防訓練、防災フェスタ、分譲マンション管理セミナー、耐震・耐久セミナー、住宅フェア、住まいリーフェスタ(マンションセミナー)、サイエンスフェスタ(耐震対策)、空き家対策セミナー	◎	B	20	
		2 まちづくり条例等による居住水準向上への指導	住宅対策課	まちづくり条例に関する指導・調整	老人ホーム、寄宿舎を除く集合住宅の一住戸の床面積を25㎡以上と規定。分譲マンション等共同住宅には管理人室の設置、管理組合用ポストを設置することを規定。管理不全の未然防止を目的とした指導を実施	○	B	20	

施策の方向性 (大分類)	基本的な方針 (中分類)	個別施策	担当課	事業名又は取組名	事業又は取組の概要（各課の記載内容から抜粋し要約）	状況 評価	事業 評価	頁
2 質の高い住まいと住環境づくり (続き)	1 良質な民間住宅の供給誘導 (続き)	2 まちづくり条例等による居住水準向上への指導（続き）	まちづくり推進課	武蔵野市まちづくり条例に基づく協議実績	住戸の最低面積は25㎡以上。共同住宅、長屋、寄宿舎、老人ホーム等には、管理人室の設置もしくは管理会社の連絡先の掲示を要求。 【武蔵野市まちづくり条例による届出状況】（※大規模：大規模開発事業、一般：一般開発事業） H28年度 大規模5件、一般28件、H29年度 大規模12件、一般24件、H30年度 大規模5件、一般26件	◎	A	20
			まちづくり推進課	敷地の最低面積	武蔵野都市計画で、住宅系用途地域の最低敷地面積を100㎡又は120㎡と規定。 武蔵野市まちづくり条例で、武蔵野都市計画に定めのない用途地域の開発行為の最低敷地面積を100㎡と規定。	◎	A	20
		3 長期優良住宅の普及促進	住宅対策課	長期優良住宅制度の紹介	長期優良住宅制度に関連するリーフレットを配布。問い合わせに対して認定部署を紹介。	○	C	21
			建築指導課	長期優良住宅の認定	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の制度の普及を図るため、窓口にパンフレットを置きPRを実施。【認定実績】356件（H28.4～R1.8）	◎	C	21
	建築指導課	認定された長期優良住宅の抽出調査	認定住宅が「維持保全計画書」に基づき維持されているかを確認。H28年度から3年の80件に対して抽出調査を実施。	◎	B	21		
	4 住宅性能表示制度の普及促進	住宅対策課	住宅性能表示制度や紛争処理機関の紹介	住宅性能表示制度に関連するリーフレットの配布や問い合わせに対して、担当機関への紹介を行う等の普及啓発を実施。	○	C	21	
	2 集合住宅の質の確保と維持・管理、再生への支援	1 分譲マンションの維持・管理及び再生への支援	住宅対策課	分譲マンション（管理）アドバイザー派遣	分譲マンションの管理組合に対し、マンション管理士、建築士等の専門家を無料で派遣し、維持管理、管理会社の見直し、大規模修繕、耐震化等マンションの抱える課題解決のための支援を実施。H28…7件 H29…28件 H30…29件	◎	A	22
				分譲マンション再生支援事業助成	分譲マンションの円滑な建替え・改修を支援するため、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用した管理組合等に対し、派遣費用の一部助成。【助成実績】H28…3件、H29…2件、H30…0件	◎	B	22
				分譲マンション再生モデル事業	積極的に再生に取り組む市内の高経年分譲マンション管理組合（4物件）に対し、双方型支援として継続的に支援。モデルマンションの適正かつ良好な維持管理の実現を図るとともに、分譲マンション再生のノウハウを蓄積し新たに施策に繋げていくことを目的に支援を実施。	◎	B	22
		2 集合住宅への適切な指導	まちづくり推進課／地域支援課	武蔵野市まちづくり条例に基づく協議実績	共同住宅の新築・増築等にあたり、東京都福祉のまちづくり条例、東京都建築物バリアフリー条例（一定規模以上）、武蔵野市まちづくり条例、武蔵野市福祉環境整備指導要綱に基づき指導。 【武蔵野市まちづくり条例による届出状況】（※大規模：大規模開発事業、一般：一般開発事業） H28年度 大規模5件、一般28件、H29年度 大規模12件、一般24件、H30年度 大規模5件、一般26件	◎	A	22
				—	武蔵野市まちづくり条例において、開発区域の地域において、住民の地域福祉活動への参加が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努める旨を規定。共同住宅の新築・増築等に当たっては、開発事業者及び共同住宅の管理者向けに、地域福祉活動への参加を促す旨の文書を送付。	○	C	23
		3 集合住宅の実態把握と情報の共有	住宅対策課	まちづくり条例に関する指導・調整	分譲マンションが経年とともに管理不全に陥ることを防止するため、分譲マンションの管理方法あるいは連絡先を把握し、直接的に必要な情報の提供ができるように管理状況等報告書の提出を求め、管理組合との課題共有、情報交換等ができる仕組みを条例に付加し指導を実施。	○	B	23
		4 集合住宅のコミュニティ形成に向けた支援	住宅対策課	マンション管理セミナー、分譲マンション（管理）アドバイザー派遣	分譲マンションの抱える課題解決において、居住者と管理組合、管理者等の良好なコミュニティの形成は絶対不可欠な事項であり、各種相談やセミナーでその重要性を相談者に実例を交えて伝える等、良好なコミュニティの形成を推進。	◎	B	23
				市民活動推進課	—	各コミュニティ協議会が発行するコミセンだよりを、運営委員や協力員の手により、各戸ポストイング。	◎	A
			防災課	自主防災組織への支援	集合住宅ごとの自主防災組織の結成の相談、支援や防災講話や防災訓練を行うために職員を派遣するなど、積極的な支援を実施している。	○	B	23
		3 良好な住環境の形成に向けた支援	1 住みたい街としての魅力発信	生活経済課	都市観光の推進	第二期観光推進計画（H29.6）、第二期産業振興計画（H31.4）を策定。観光情報サイトや観光マップ等の多言語化、地域観光資源の掘り起こし、おみやげ認定制度など、まちの魅力やブランド力の向上につとめ、その情報発信を実施。	○	C
	創業支援及び事業継承				本市の特徴のひとつである、魅力的な個店の集積を維持するため創業の支援及び事業承継への取組。市内4か所に創業支援施設の開設を支援し、今後は事業承継支援も含めた取組みとして「むさしの産業サポートネット（仮称）」の設立を検討。	○	B	24
	2 緑豊かな住環境の維持と創出		まちづくり推進課／緑のまち推進課	武蔵野市まちづくり条例に基づく協議実績	緑ある美しい住宅の景観を保全するため、景観ガイドラインを策定（H29年度）。武蔵野市まちづくり条例を改定（H29年度）。 【武蔵野市まちづくり条例による届出状況】（※大規模：大規模開発事業、一般：一般開発事業） H28年度 大規模5件、一般28件、H29年度 大規模12件、一般24件、H30年度 大規模5件、一般26件	◎	A	24
				武蔵野市緑化に関する指導要綱に基づく緑化の推進	まちづくり条例に該当しない200㎡以上の敷地について、「武蔵野市緑化に関する指導要綱」に基づき、緑化計画書の提出を要求。 【緑化計画書提出件数】H28年度 87件、H29年度 90件、H30年度 73件	◎	A	25
				保存指定された民有地の樹林、樹木、生垣に対する助成等による支援	保存指定された民有地の樹林、樹木、生垣に対する助成等の支援を実施。、民有の身近な緑の保全・創出。 【保存樹木・保存樹林・保存生垣指定状況（H30年度）】保存樹木1,043本、保存樹林7,018㎡、保存生垣4,243m	◎	A	25
				公園の整備及び街路樹の維持管理による緑豊かな住環境の維持と創出	身近な公園としてH28～R2に3公園を整備。身近な緑として街路樹の維持管理を行い、緑豊かな住環境の維持と創出を図る	◎	A	25
	3 地域の特性に応じた住まい等のルールづくりへの支援		まちづくり推進課	武蔵野市まちづくり条例に基づく景観まちづくりの推進	【景観まちづくりに関する実績（H28～31年度）】地区計画：1件（境浄水場地区地区計画）、地区まちづくり計画：1件（西久保1丁目緑をまもる地区まちづくり計画）、地区まちづくり協議会の認定を受けた団体：1件（吉祥寺地域医療拠点地区まちづくり協議会） 【武蔵野市まちづくり推進団体助成金交付要綱に基づく地区計画等策定に係る経費の交付（H31年度）】1件、299,900円	◎	A	25
	4 良好な居住環境形成に向けた対応		地域支援課	福祉のまちづくり条例等の推進	買い物や移動の確保などに日常生活の利便性確保等は、広い視野での居住環境向上に寄与するため、東京都福祉のまちづくり条例、武蔵野市福祉環境整備指導要綱に基づき、事業主に対し必要な指導を実施。	◎	A	26
				高齢者支援課	移送サービス（レモンキャブ）事業	単独でのバスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者・障害者を対象に、目的を限定せず個別のニーズに対応するドア・ツー・ドアの送迎サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転する互助の取組として実施。	◎	A

施策の方向性(大分類)	基本的な方針(中分類)	個別施策	担当課	事業名又は取組名	事業又は取組の概要(各課の記載内容から抜粋し要約)	状況評価	事業評価	頁
2 質の高い住まいと住環境づくり(続き)	3 良好な住環境の形成に向けた支援(続き)	4 良好な居住環境形成に向けた対応(続き)	生活経済課	高齢者等の買い物支援策の検討	近隣市での取組みや民間事業者の支援事例を研究(H30年度～)。高齢者支援課も交え支援策のあり方を研究(R1年度～)。	△	C	26
			交通対策課	地域公共交通網の形成	ムーバス運行について、全路線で利用実態に即したダイヤで運行等により、効率化と乗務員の労働環境改善を実施。高齢になっても暮らしやすく、子育て世代にも住みやすい居住環境を形成していくため、ムーバスを含めた既存の交通サービスが担うべき役割を検証。将来的に持続可能な交通まちづくりの構築に向けて、法定計画となる地域公共交通網形成計画の策定中(R2.1施行予定)。	◎	B	26
			交通対策課	自転車等の駐車対策及び安全利用促進	自転車等総合計画に基づき、駐輪場の整備や満空情報のWEB化、既存駐輪場の有効活用、2時間無料制度の推進、自転車安全利用講習会等を通じた安全利用対策等を実施。自転車等総合計画の改定中(R2.4施行予定)	◎	B	27
			交通対策課	自転車走行空間整備	自転車走行環境づくり推進計画を策定(H29.4)。自転車の安全利用対策の一環として自転車走行空間整備を実施(H29年度～)。H29年度4路線(延長1,360m)、H30年度6路線(3,760m)に法定外表示を整備。R1年度6路線(3,700m)、R2年度6路線(3,800m)を整備予定。	◎	B	27
3 安全・安心な住まいづくり	1 安全性の高い住まい・地域づくりに向けた支援	1 住宅の耐震化促進等による地域の安全性の向上	住宅対策課	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	東京都が指定した特定緊急輸送道路の沿道建築物について、震災時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、救急救命、消火活動、物資の輸送等が支障なく行えるよう、東京都と連携を図りながら耐震化に要する費用の一部を助成。 【耐震診断】H28…8件、H29…2件、H30…8件【補強設計】H28…0件、H29…4件、H30…1件【耐震改修】H28…0件、H29…1件、H30…4件	◎	A	27
			住宅対策課	住宅・マンション耐震助成事業	S56年5月31日以前に建築された戸建住宅、長屋、共同住宅の耐震化を支援するため、耐震診断、耐震設計、耐震改修・建替え、除却に要する費用の一部を助成。【耐震診断】H28…62件、H29…47件、H30…73件【補強設計】H28…1件、H29…10件、H30…15件【耐震改修】H28…8件、H29…21件、H30…11件【除却】H28…23件、H29…27件、H30…32件	◎	A	28
			建築指導課	要緊急安全大規模建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況の公表	対象建築物の所有者に対して耐震化を促すため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、ホームページ等にて耐震化状況を公表(H30年度末)。	◎	A	28
			建築指導課	要緊急安全大規模建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震性未診断建築物への命令・公表	対象建築物の所有者に対して耐震化を促すため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、ホームページ等にて耐震未診断者に対し診断実施の命令及び命令を公表。	◎	A	28
			建築指導課	耐震改修促進計画の改訂	武蔵野市耐震改修促進計画(H27年度末改訂)に対して、一層の耐震化が図られるよう「武蔵野市耐震化緊急促進アクションプログラム」追記等の改正を実施。現計画はH32年度末までの計画であるため、R2年度に改訂作業を行う予定。	◎	A	28
			道路課	狭あい道路拡幅整備事業	武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい道路拡幅整備を実施。対象は、建築基準法第42条第2項、第42条第1項第5号、東京都安全条例第2条の規定による角敷地部分、かつ市管理道路(私道含む)。後退用地部の非課税となる手続きも実施。H30年度末の整備率32.28%。	◎	D	28
		2 住宅の安全性の向上	住宅対策課	防犯性の高い鍵への交換等	市営関前住宅において、玄関ドアを防犯性の高い鍵へ交換。市営北町第2住宅において、入退去に合わせて防犯性の高い鍵へ順次交換。	◎	B	28
				空家等の管理に関する相談受付及び適正管理促進の呼びかけ(H28年度～)	地域の防犯に悪影響を及ぼす可能性のある管理不全の空き家に対し、庁内各課と連携し現地確認。管理不全と認められる空家等に対して、適正管理を促す通知を送付。【相談】H28:57件、H29:42件、H30:85件【通知】H28:21件、H29:15件、H30:52件【特定空家等】実績なし	◎	C	29
			安全対策課	建築主に対する防犯設備の設置に関する指導	武蔵野市生活安全条例に基づき、15戸以上の共同住宅の建築主に対し、防犯カメラ、非常通報ボタンの設置、玄関、エレベーターホールの見通しの確保、建物内外の照度、ピッキングに強い鍵の設置など、防犯設備の設置に関して警察署と協議するよう指導。	◎	A	29
				—	各コミュニティ協議会は、地域の防災訓練(当該地域の福祉の会、避難所運営組織等と協力)、タウンウォッチング、防犯パトロール、警察や市防災課職員を講師に招いた講演会等を独自に実施。	◎	A	29
		3 防災性・防犯性の高い住環境づくりへの支援	安全対策課	市民安全パトロール隊による見守り活動	市民安全パトロール隊は、児童の登下校や塾帰りの時間帯を中心に、見守りや不審者の警戒など、年間延べ3千回を超えるパトロール活動を実施。毎月開催のパトロール委員会において、警察や他のパトロール隊と、市内の犯罪情勢や不審者情報の情報共有。	◎	B	29
				自主防犯パトロール隊との情報共有	自主防犯パトロール隊は自主的に組織され、地域の事情に即したパトロール活動を実施。地域ごとに関係機関や他のパトロール隊との意見交換会を開催し、また、防犯関連広報紙を作成・配布等により、情報共有を実施。	◎	B	29
				—	災害時に情報伝達を速やかに行えるようSNSなどによる情報伝達を実施。R2年度までに、防災行政無線のデジタル化を完了予定で。また、最新のICT技術を活用した情報伝達手段を研究。	○	B	30
		4 災害などへの対策の推進	防災課	被災者支援システムの構築	地震等大規模な災害が発生した際に、迅速かつ効果的に被災者生活の再建を支援するため、都は「被災者生活再建システム」を導入し、都内各区市町村で共同利用している。本市でも被災者支援システムを導入、システム習熟に向けた訓練を庁内関係部署と連携し実施。	○	B	30
				雨水浸透施設等設置助成事業	住宅への雨水浸透施設等の設置を推進するため、専属の嘱託職員を配置して戸別訪問PRを実施。住宅等に雨水浸透施設を設置する方に対して助成金を交付。【助成実績】桜堤三丁目、吉祥寺北町、境南町を中心に238件(H28～30年度)、境地区(R1年度)。雨水貯留槽の購入に対し助成。【助成実績】46件(H28～30年度)	◎	B	30
			下水道課	雨水貯留浸透施設の設置事業	市立小中学校の雨水貯留浸透施設の設置により、都市型集中豪雨による浸水被害の軽減を図る。H28～R1年度にかけて3校に設置、R2年度1校整備予定。市道第135号線(桜堤三丁目)(H28～29年度)、うさぎ山公園の地下(H28年度)に雨水貯留浸透施設を設置。	◎	B	31
—	—			—	—	—	—	
2 住宅に必要な最低限の質の確保	1 違反建築や欠陥住宅の予防への取組み	建築指導課	違反建築物への対策の徹底	建築確認済建築物の現場実査を年間約2,000件程度実施。市内巡回パトロールや現場調査により、違反建築物の防止と早期摘発を行い、是正指導を実施。また、指定確認検査機関による確認審査や検査の適正な実施を確保するため、特定行政庁として必要な措置や対応を実施。	◎	B	31	
3 健康に暮らせる住まいづくりへの支援	1 健康に暮らせる住まいづくりへの支援	住宅対策課	住宅・マンション耐震助成事業	各事業における改修、除却の申請において、工事内容にアスベスト含有建材の撤去が工種に含まれる可能性があった場合、調査及び適正な処理を行うよう申請者に対して指導。	○	B	31	

施策の方向性 (大分類)	基本的な方針 (中分類)	個別施策	担当課	事業名又は取組名	事業又は取組の概要（各課の記載内容から抜粋し要約）	状況 評価	事業 評価	頁
4 環境に配慮した住まいづくり	1 環境に配慮した住まいづくりへの支援	1 環境に配慮した住まいづくり・住まい方の推進	住宅対策課	支援制度の紹介	環境に配慮した住まいに関する支援制度を始め、住まいに関するすべての支援制度の概要が分かるリーフレットを作成。各種セミナーやイベントで配布する等普及啓発を実施。	◎	C	32
			環境政策課	効率的なエネルギー活用推進助成制度	住宅用エネルギーマネジメント機器、省エネ・創エネ設備に対する設置・改修費用の一部を助成。HEMS の助成金額の変更や、蓄電池・既設窓の断熱改修等の助成メニューを新設（H30 年度）。	◎	C	32
			緑のまち推進課	道路に接する部分の新たな緑化に対する助成	道路に接する部分の新たな緑化に対し助成。	◎	A	32
		2 住宅の長期使用	住宅対策課	住宅・マンション耐震助成事業	住宅・マンション耐震助成事業の除却の申請案件について、関係各課と連携しながら、解体工事が適正に進められているか確認を実施。	○	C	32
			建築指導課	長期優良住宅・低炭素建築物の認定	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」等の制度の普及を図るため、窓口にパンフレットを置き PR を実施。 【認定実績（H28.4～R1.8）】長期優良住宅 356 件、低炭素建築物 27 件	◎	C	33
				認定された長期優良住宅の抽出調査	認定住宅が「維持保全計画書」に基づき維持されているかを確認。H28 年度から 3 年の 80 件に対して抽出調査を実施。	◎	B	33
				省エネ計画書の受理	「省エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき省エネ計画書の提出指導及び審査を実施。審査の結果、基準不適合建築物に対しては所有者に改善指示書を送付。【受理件数（H28.4～R1.8）】158 件	◎	B	33
				建設資材の再資源化及び廃棄物の適正な処理の徹底	建設リサイクル法の規定に基づき、新築や解体等の建設工事にあたって、廃棄物の分別・リサイクルの指導を実施。	◎	B	33

個別施策の評価

施策の方向性 (大分類)	1 多様な世代・世帯に適応する住まいづくり					
基本的な方針 (中分類)	1 高齢者世帯や障害者世帯の居住安定への支援					
個別施策	1 住み替え支援制度の促進					
計画本文	<p>高齢者・障害者・ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者が安心して暮らし続けるために、都営・市営住宅等の公営住宅や、UR住宅を含めた民間賃貸住宅の各種支援制度等について、わかりやすく情報提供します。</p> <p>そして、民間賃貸住宅への入居を促進するために、不動産関係団体等と連携し、「入居支援相談会」や「高齢者安心住まい確保事業」等の現在実施している事業を推進します。また、住宅確保要配慮者の住宅確保にあたっては建物所有者の理解と協力が必要不可欠であることから、建物所有者を対象とした啓発を行います。</p> <p>あわせて民間賃貸住宅の空き家・空き室が増加し住宅ストックが充足しつつあるという状況も考慮し、国・都等で進められている、住宅・福祉部局等の行政と不動産関係団体と居住支援団体等が連携した住宅確保の取り組みに関して情報収集を行い、市として実施可能な仕組み等を検討します。</p>					
後半期の取組	<p>相談件数は一定数あり、その相談をきっかけに民間市場での賃貸・売買契約等に至った事例がありますが、現在までに本制度に基づき借り上げまで至った事例は3例に留まっています。これは、物件借り上げ後の家賃保証や国の基金が入っていることに伴う安心感等のメリットはあるものの、物件に一定の耐震性や設備改修が必要になる等、一般の賃貸住宅として貸し出すことに比べ、制度利用開始時のハードルが高いことが原因の一つと推測されます。</p> <p>JTI ホームページによると、都道府県単位で10件未満に紹介物件数が留まっており、全国規模でも利用はあまり進んでいない現状です。平成27年度に実施した「住宅の所有関係別住み替えの意向」調査においても、持ち家世帯の居住継続意向は約8割に及んでおり、住み替えニーズや制度のあり方等について検討していきます。</p>					
	担当課	事業名	取組の概要	状況 評価	事業 評価	次期への課題
取組①	武蔵野市 開発公社	住み替え支 援事業	<p>市や(一社)移住・住みかえ支援機構と連携しライフスタイルに合わせた居住環境確保の支援を行うため下記の取組みを行った。</p> <p>内容：相談窓口設置、セミナー開催</p> <p>実績：相談件数 25 件、実績 1 件、セミナー開催(住宅対策課と連携 H30. 3. 17 実施 参加者 16 名 相談 4 件)</p> <p>(実績：R1. 8. 14 時点)</p>	◎	C	<p>生活スタイルの変化等により本事業が当初の目的と乖離してきている。多様化する生活スタイルにあった住宅への居住ニーズ(対象者や支援方法)の把握や民間機関との役割分担、行政としてどのように応えていくのかという議論が必要と考えます。</p>
取組②	住宅対策 課	住み替え支 援事業の実 施	<p>市民への住み替え支援事業の情報提供と相談会を実施。</p>	◎	A	<p>平成 30 年度末で全国の登録物件が 31 件と微増傾向にあり、J T I は借上げ制度に加え、J T I が認めた外部の耐久・耐震性基準を満たし、長期にわたるメンテナンス体制を備えた新築住宅を、「かせるストック」(正式名称:移住・住みかえ支援適合住宅)として認定しています。</p> <p>今後、事業の拡充を図るために、マイホーム借上げ制度を実施している J T I と、相談受付等を行っている</p>

						(一財)武蔵野市開発公社との情報交換と連携が必須。
取組③	住宅対策課	高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業	低所得の高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対し、市内の民間賃貸住宅へ入居し、又は継続して居住するために、債務保証料の助成を行う。	◎	A	引き続き推進していく。
個別施策		2住宅の供給安定支援と入居支援の充実				
計画本文	高齢者や障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らし続けることができる住宅の確保がますます重要になってきます。高齢者や障害者の入居が拒まれない賃貸住宅の供給を誘導するよう国や都の制度の周知及び情報提供などの取組みを進めるとともに、宅地建物取引業団体等と連携しながら、民間賃貸住宅等の貸主に対して、高齢者や障害者の入居に対する理解を求め、安心して賃貸できるしくみを検討します。					
後半期の取組	住宅確保要配慮者の住宅確保については社会的要請は高いものの、家賃トラブル、死亡時の葬祭や残存家具の整理、事故物件になった場合の補償等を考え所有者に敬遠され、確保が難しい傾向があり、全国で居住支援協議会が設立される等、支援に向けた取り組みが進んでいます。本市においても、より一層住宅確保要配慮者の住宅確保や所有者の理解を進める施策等の展開に向けた検討を行っていきます。また、安心して賃貸できる仕組みとして平成28年度から実施している、建物所有者へのバリアフリー改修等の助成と入居者への支援をパッケージとした事業について、一層の推進を図っていきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	高齢者あんしん住まい確保事業	平成28年度から、建物所有者へのバリアフリー改修等の助成と入居者への支援をパッケージとした「住宅確保要配慮者への住宅確保事業」を実施し、宅地建物取引業団体等と連携しながら入居を拒まれない住宅の供給促進を図っています。	◎	C	限られた財源の中で公営住宅の拡充や家賃助成の実施には、幅広い視点からの慎重な議論が必要です。そのため、住宅ストックとしての民間賃貸住宅をどのように住宅確保要配慮者のニーズにマッチングさせるかが今後の優先課題です。また、本市の家賃住宅の取引状況は売り手市場の傾向があるため、住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅の供給促進の方策も研究が必要である。
取組②	子ども家庭支援センター	ひとり親家庭等住宅費助成事業	該当する民間住宅に居住するひとり親家庭等に対し、一部住宅費の助成を行っている。 (H28:388件、H29:393件、H30:379件)	◎	A	引き続き、ひとり親家庭等に手当を支給することで、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。
取組③	障害者福祉課	心身障害者住宅費助成	・登録者 545人 (H28 141人、H29 138人、H30 133人、R1 133人) ・助成額 (平成30年度実績) 43,554,462円 ・民間の共同住宅を借りている障害者の家賃の一部を助成。対象は、市内に3年以上居住しており、身体手帳1～4級、愛の手帳1～3度の障害者または保護者に支給。助成金額は家賃月額額の2分の1 (上限3万円、所得制限有)。	○	A	都内で同事業を実施している自治体は、本市のほか府中市のみ。事業の継続について要検討。

個別施策	3住宅のユニバーサルデザイン化の促進					
計画本文	誰にでも使用することができるユニバーサルデザインの考えに基づき、住みやすく、暮らしやすい住宅の普及を目指します。このため、段差の解消、手すりの設置など、子どもから高齢者、障害者などすべての人に優しい住まいづくりを推進するとともに、専門家、関連団体及び福祉関連部署と連携して、相談体制の充実を図るとともに支援策の検討を行います。					
後半期の取組	各条例等に基づき、引き続き指導・協議を行うとともに、暮らしやすい住宅の普及に向けた相談体制の充実や支援策の検討等を行っていきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	まちづくり推進課 ／地域支援課	武蔵野市まちづくり条例に基づく協議実績	<p>共同住宅の新築・増築等に当たっては、東京都福祉のまちづくり条例、東京都建築物バリアフリー条例（一定規模以上）、武蔵野市まちづくり条例、武蔵野市福祉環境整備指導要綱に基づき、それぞれの規定に定める基準に沿うよう指導し、暮らしやすい住宅の普及に努めている。</p> <p>東京都福祉のまちづくり条例による届出状況 特定施設整備届出の受理 H28年 20件 H29年 23件 H30年 17件 ※暦年管理のため年度ではなく年とする。</p> <p>武蔵野市まちづくり条例による届出状況 H28年度 大規模 5件、一般28件 H29年度 大規模 12件、一般24件 H30年度 大規模 5件、一般26件 ※大規模：大規模開発事業 一般：一般開発事業</p>	◎	A	引き続き、それぞれの規定に基づき、指導を行うとともに協力を求めていく。
基本的な方針（中分類）	2ファミリー世帯の居住安定への支援					
個別施策	1居住安定化に向けた支援					
計画本文	子育て世帯・若年ファミリー世帯の居住安定を図るため、都営住宅やUR都市機構が実施する入居優遇制度・家賃低廉化等の支援制度等について分かりやすく情報提供します。そして、市が管理する市営・福祉型住宅において、子育て世帯・若年ファミリー世帯が子育て期間中の必要とする時期に居住できる定期使用の導入等について検討します。また、国が検討している空き家等の民間住宅ストックを活用した支援策についても、動向を注視し研究してきます。 新たに建築される物件については、まちづくり条例等に基づき、事業者等と子育てしやすい環境整備に向けた協議・調整等を図るとともに、継続的に住宅の質や広さが十分に確保されるよう制度の見直し等を進めます。					
後半期の取組	ファミリー世帯は、一般的に夫婦のみ世帯や単身世帯より面積の大きい住戸を必要としています。一方、本市は近隣区市に比べ住宅地価が高いため、それを要因として他市区に住み替える事例も見受けられます。今後とも、公営住宅の拡大が難しい中、民間賃貸住宅入居に向けた支援・情報提供等について行っていきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	子育て世帯用住宅の拡充	平成24年度に実施した「市営住宅・福祉型住宅の適切な管理及び在り方検討委員会」の提案を踏まえ、平成29年度末までに福祉型住宅の管理人室（12室）を、ひとり親世帯用、子育て世帯用及び複数子育て世帯用住宅に転換し、子育て世帯用住宅を拡充した。	◎	A	福祉型住宅の子育て世帯用住宅の応募倍率が、高齢者用住宅の応募倍率に比べて低いことから、市営住宅への子育て世帯用住宅の供給や、民間賃貸住宅の活用に向けた支援や情報

							提供等の研究が必要。
取組②	子ども政策課	子どもプラン武蔵野の推進	子育て世帯が市内に安定して住み続けられるよう、第四次子どもプラン武蔵野に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的に展開しました。	◎	B		住宅マスタープランの策定や推進に関して、住宅担当部署と子ども関連部署が連携し、子育て世帯の住宅の問題について協力して検討していくことが必要。
取組③	子ども政策課	子育て情報発信の充実	平成29年10月に子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」を開設するとともに、市ホームページの「子育て支援」ページの体裁等を見直し、情報発信を充実させました。	◎	B		現状では、「むさしのすくすくナビ」や市の「子育て支援」ページでは、住宅関連の情報については、特段の発信をしていないため、情報発信の必要性の検討が必要。
基本的な方針 (中分類)	3多様な共同居住の普及に向けた取り組み						
個別施策	1多様な共同居住の普及に向けた取り組み						
計画本文	居住者同士が助け合いながら生活できる住宅、多世代が同居できる住宅やルームシェアリングなど、多様な住まい方のニーズに合わせた住宅の普及を図るため、需要と供給の実態を捉え、住宅ストックの有効な利活用や適切な住宅の供給が行われるよう、情報提供や支援について検討します。						
後半期の取組	シェアハウス等は新しい住まい方として注目を集める一方で、整備・改修にあたって建築基準法・消防法・東京都建築安全条例への基準適合がしばしば問題となっています。また、それらは現在に至るまで少数な供給にとどまっていることから、今後の需要、情報提供や支援等、行政としての関わり方について、研究していきます。						
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題	
取組①	住宅対策課	シェアハウスモデル事業	シェアハウス等の需要、情報提供や支援等、行政としての関わり方について、大学やURと研究している。	△	D	シェアハウスの整備・改修にあたって、建築基準法・消防法・東京都建築安全条例への基準適合の他、実施主体や行政の関わり方など、大学やUR等と引き続き研究していきたい。	
基本的な方針 (中分類)	4重層的な居住のセーフティネットの構築						
個別施策	1居住セーフティネットの構築						
計画本文	低額所得者や高齢等を理由に民間賃貸住宅への入居を制約される世帯など、住宅確保に配慮を要する世帯への賃貸住宅供給を促進する必要があります。そのためには、公的住宅供給主体、民間賃貸住宅供給事業者などとの連携により、高齢者、障害者等の入居が拒まれない、身体特性に配慮した住宅の増加など、民間賃貸住宅市場の前進を図り、住宅の供給や入居支援など、その方の困窮度の程度に応じた重層的な居住のセーフティネットの構築を目指します。						
後半期の取組	公営住宅への申込倍率は高い水準で推移していますが、限られた財源の中で公営住宅の拡充や家賃助成の実施には、幅広い視点からの慎重な議論が必要です。そのため、住宅ストックとしての民間賃貸住宅をどのように住宅確保要配慮者のニーズにマッチングさせるかが今後の優先課題です。市では平成28年度より、建物所有者へのバリアフリー改修等の助成と入居者への支援をパッケージとした「住宅確保要配慮者への住宅確保事業」を実施し入居を拒まれない住宅の供給促進を図っています。今後とも重層的な居住セーフティネット構築を目指して施策を推進します。						
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題	
取組①	住宅対策課	高齢者あんしん住まい	平成28年度から、建物所有者へのバリアフリー改修等の助成と入居	◎	C	限られた財源の中で公営住宅の拡充	

		確保事業 (再掲)	者への支援をパッケージとした「住宅確保要配慮者への住宅確保事業」を実施し、宅地建物取引業団体等と連携しながら入居を拒まれない住宅の供給促進を図っています。			や家賃助成の実施には、幅広い視点からの慎重な議論が必要です。そのため、住宅ストックとしての民間賃貸住宅をどのように住宅確保要配慮者のニーズにマッチングさせるかが今後の優先課題です。また、本市の賃貸住宅の取引状況は売り手市場の傾向があるため、住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅の供給促進の方策も研究が必要である。
取組②	生活福祉課	住居確保給付金支給事業	65歳未満で離職後2年を経過していない者を対象とし、ハローワークを活用した求職活動中における住居の喪失を防止するため家賃相当額の給付金を支給する事業である。支給期間は原則3か月であるが、求職の状況によっては最長9か月間となる。収入・資産要件及び支給上限額あり。本事業は平成26年度まで「住宅支援給付事業」として実施されていたが、平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行に合わせ同法内の事業として位置付けられた。支給実績(H28~30)の延月数:310月 延人数:58人	◎	A	住居確保給付金は生活困窮世帯の就職活動をささえるため家賃費用を有期で給付する住居確保支援事業で、法制上の限界があるため、住宅の安定供給や入居支援の充実が望まれる。
個別施策		2市営住宅・福祉型住宅の適切な管理及びあり方の検討				
計画本文	市営住宅については、既存の武蔵野市市営住宅ストック総合活用計画(平成15年策定)により、建物の長寿命化が図られています。次期計画においても、予防保全的な管理を重視します。市営住宅、福祉型住宅の維持管理コストの縮減に努めるとともに、維持管理については、周辺区市との連携も含め、より居住者の利便性に優れた効率的な方法について検討していきます。 市営住宅の住戸規模は世帯向けとなっていますが、入居世帯の中には同居人がいなくなり単身で居住している世帯もあります。このような世帯については、単身者向けである福祉型住宅等への住み替えが速やかに行われるなど、限られたストックである市営住宅や福祉型住宅の効率的な運営が行えるようしくみを検討します。公営住宅への入居を希望しながら入居できない市民との公平性や、運営の効率性等の観点から、市営住宅、福祉型住宅の管理について検討する必要があります。					
後半期の取組	住宅使用許可の承継対象を限定することで公平性を図るとともに、単身者については福祉型住宅への転宅を承継条件とすることで、複数世帯向け住戸が効率的に利用されるように促しています。しかし、対象者が高齢な場合等転宅が難しい事例もあり、今後の円滑な転宅の実施に向けて検討していきます。また都営住宅が行っている定期使用住宅制度の導入等も検討していきます。 また、住民の高齢化等により住宅内のコミュニティ維持が難しくなっている事例も見受けられるため、その対策も検討していきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	市営住宅使用者に対する福祉型住宅等転居促進事業	平成29年度から、市営住宅を単身使用している高齢者等に対し、福祉型住宅などへの転居に要する費用の一部を補助することにより、市営住宅の効率的な運用を図る。	◎	C	長年住み慣れ、思い入れのある市営住宅を離れ、単身用福祉型住宅等への転居に対する抵抗感が強いこと、引き続き市営住宅の効率的な運用を図るための方策の研究が必要。

取組②	住宅対策課	福祉型住宅の定期使用住宅制度の導入	平成29年度から、子育て世帯用住宅について10年の定期使用住宅を整備した。	◎	A	退去期限となる10年目に向けて、円滑な退去ができるよう、転居先の斡旋等の支援の必要性を研究。 他の住宅についても同様の定期使用住宅制度の導入を検討。
取組③	住宅対策課	福祉型住宅入居者の親睦・交流事業やイベントの実施	住宅毎に、月1回の親睦・交流事業を実施するほか、年3回程度イベントを行い、住宅内のコミュニティ維持形成を図った。	◎	B	入居者の高齢化（要介護化）に伴い、親睦交流会への参加減少が懸念されるため、イベント内容や対象者等も含めた研究が必要。

施策の方向性 (大分類)	2 質の高い住まいと住環境づくり					
基本的な方針 (中分類)	4 住宅ストックとしての空き家の適切な管理と利活用の促進					
個別施策	1 管理不全空き家に対する対策の実施					
計画本文	本市においても、様々な要因から適切に管理が行われていない空き屋等が存在しており、周辺地域への影響が懸念されることから、新たな公共課題となっています。空き家の適正な管理は所有者等が行うことが原則ですが、庁内連携体制の構築、管理不全空き家等の状況把握、所有者への適切な管理の呼びかけ等を行います。 著しく周辺の環境に影響を及ぼす「特定空家」等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた適正管理に関する条例を制定し、安全で良質な住環境づくりに向けた対応を進めます。					
後半期の取組	—					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	空家等の適正管理に関する条例の制定 (H28年度～)	「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成27年2月26日施行)」を補完し、適切に運用することを目的に条例を制定。 【主な内容】 ①審議会(特定空家等の認定、勧告、代執行を実施する際の諮問機関)の位置づけ ②他の行政機関への市内部情報の提供を可能とする ③公共の場に対し著しい危険が及ぶ場合に、緊急措置を可能とする	◎	A	管理不全状態の空家等に対する対応を適切にできるよう、条例改正の必要性について検討していきたい。
取組②	住宅対策課	空家等実態調査の実施 (H29年度)	市内の空家等の件数、状況を把握するため以下の手順で調査を実施した。 ①机上調査 水道メーター使用量データを活用し、空家の可能性がある建築物を調査(1年以上利用されていないまたは、メーター使用料が2か月あたりの水量が1m ³ 未満) ②一巡目調査 ①の調査結果を踏まえつつ、市全域の建築物を悉皆調査(全数調査)し、空家等及び管理不全と判定した建築物を抽出。 ③二巡目調査 ②の調査結果を踏まえ、各建築物について、倒壊の可能性、防災・防犯、景観、環境衛生等の視点から、状況調査を実施。 【調査結果】	◎	A	次回実態調査の実施方法、実施時期について、検討が必要。

				・戸建住宅の空き家率：1.5% ・集合住宅の空き家率：7.1%			
取組③	住宅対策課	空家等の管理に関する相談受付及び適正管理促進の呼びかけ（H28年度～）	空家等の管理に関する相談に対し、市職員が現地確認を実施し、管理不全と認められる空家等に対しては、適正管理を促す通知を送付している。特に管理状況が悪い空家等については、庁内関係課で連携するとともに、特定空家等の認定や勧告、代執行について審議会に諮問（判断基準作成済）する体制を構築。 【相談件数】H28：57件、H29：42件、H30：85件 【通知件数】H28：21件、H29：15件、H30：52件 【特定空家等件数】実績なし	◎	C	・適正管理を促す通知を送付したが、改善対応がされない案件に対する定期的なフォロー体制の構築が必要。 ・今後、特定空家等に認定する案件を想定し、認定から代執行までのマニュアルを作成する必要がある。	
個別施策	2 管理不全空き家の予防と、空き家の利活用についての検討						
計画本文	住宅の管理が行き届かなくなり、周辺に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐためには、住宅が適切に管理され、利活用されていくことが重要です。そのために、空き家の発生抑制や利活用の促進に向け総合的な空き家対策計画を策定するとともに、不動産・建築・法律・福祉その他の専門機関と連携しながら、利活用の促進や啓発等を実施します。						
後半期の取組	—						
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題	
取組①	住宅対策課	空き住宅等対策実施方針の策定（平成30年度～）	平成29年度に実施した空家等実態調査の結果をもとに、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年2月26日施行）」第6条第1項に基づく対策計画を策定。 【主な内容】 ①予防の取り組み ②適切な管理・利活用の取り組み ③管理不全の空家等への取り組み	◎	A	本対策実施方針は第四次住宅マスタープランに統合する予定のため、内容を見直し、統合する際に必要に応じて変更をかける。	
取組②	住宅対策課	関連団体との連携（平成29年度～）	既存の住宅ストックを活かしつつ、多様な世代・世帯に適応し、安全・安心で、環境に配慮された、質の高い良好な住まいづくりを進めていくことを目的に、関連団体（弁護士、司法書士、行政書士、宅建士、税理士、土地家屋調査士、建築士、シルバー人材センター）と「良好な住まいづくりに関するパートナーシップ協定」を締結。 【実績】 ①相談窓口開設 ②関連団体との連携を高めるための連絡会開催	◎	C	市主催で連絡会を開催しているが、関連団体の主体性が乏しく連携を高める効果が薄い。持ち回りで主催者を変え開催したり、事例視察の実施などを検討していきたい。	
基本的な方針（中分類）	1 良質な民間住宅の供給誘導						
個別施策	1 質の高い住まいづくりの促進と情報提供の充実						
計画本文	環境性能や耐震性などの向上を図り、住まいの質を高め、居住環境の向上を目指します。そのために、地域の施工業者など関連する団体と連携し、技術などに関する情報を共有し、市民に対して情報提供を図るとともに、住まいづくりやリフォームなどの内容に応じた支援策を検討します。						
後半期の取組	住宅に関する相談ニーズは分野が多岐に渡るため、適切な専門家及び専門機関と連携・協力しわかりやすい情報提供を図るとともに、効果的な取り組み方策や仕組み等について研究します。						
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題	
取組①	住宅対策課	良質な住まいづくり活動	良質な住まいづくりに結びつく、自主的かつ公益的な活動を行う団体に対し、活動費の一部を助成することにより、良好な住宅・住環境の形成を図った。	◎	B	多くの団体に利用を促し様々な角度から良好な住宅・住環境の形成を図ることが望まれ	

			H28…4 団体、H29 年度…1 団体、H30…2 団体			る。
取組②	住宅対策課	住まいのなんでも相談	29 より住まいに関する様々な問題や疑問などに対して、相談内容に応じて建築士、マンション管理士、宅地建物取引士、司法書士が無料で相談に対応する総合相談窓口を創設し、住まいに関する問題解決のためのきめ細かな支援を行った。 H29…122 件、H30…103 件	◎	A	住まいの総合相談窓口の市民への周知が十分ではないことから、引き続き窓口の PR をしていく必要がある。
取組③	住宅対策課	普及啓発活動	各種セミナーを通じて、住まいに関する様々な情報発信を行った。 H28 水防訓練、防災フェスタ、分譲マンション管理セミナー耐震・耐久セミナー H29 水防訓練、防災フェスタ、住宅フェア H30 水防訓練、防災フェスタ、住まいリーフェスタ（マンションセミナー）、サイエンスフェスタ（耐震対策）、空き家対策セミナー	◎	B	セミナーの集客に課題を残している面があることから、セミナー開催内容やその周知方法について更に検討していく必要がある。
個別施策	2 まちづくり条例等による居住水準向上への指導					
計画本文	住まう人のライフステージに応じた規模の住まいが適切に供給されるように、武蔵野市まちづくり条例等により、住宅供給事業者と協力をお願いします。 また、居住ニーズ、住宅需要の動向や国及び東京都の住宅政策を見据えつつ、適切な居住水準について、研究を行います。					
後半期の取組	住戸の最低面積を一律で 25 ㎡以上とすることで一定の居住水準の確保はできていますが、今後、住まう人のライフステージに応じた規模設定の必要性等について、研究していきます。 また、敷地の最低面積を定めていない非住居系用途地域（商業地域、近隣商業地域、準工業）に対して、敷地の最低面積を導入する必要性等についても、今後研究していきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	まちづくり条例に関する指導・調整	共同住宅等の居住環境の悪化を防ぐために、老人ホーム、寄宿舎を除く集合住宅の建築を行う場合、一住戸の床面積を 25 ㎡以上とすることを条例に規定し良好な住環境の確保を目的に指導を行った。 また、管理に関する情報の不足、管理体制への無関心などにより、管理に支障を来す場合があることから、分譲マンション等共同住宅について、管理人室の設置と共に、管理組合用ポストを設置することを条例に規定し、管理不全を未然に防止することを目的とした指導を行った。	○	B	引き続き良好な住環境の確保のため指導を行っていくとともに、指導を行った建物で一定の年月が経過したものについて、指導による効果の検証をする必要がある。
取組②	まちづくり推進課	武蔵野市まちづくり条例に基づく協議実績	・住戸の最低面積 健康で文化的な住生活の基本として必要不可欠な住宅の面積（25 ㎡以上：住生活基本計画）の確保を求めてきた。 ・管理人室の設置 共同住宅、長屋、寄宿舎、老人ホーム等を計画する場合には、管理人室の設置を求めてきた。また、管理人室を設置出来ない場合でも、管理会社の連絡先の掲示を求めてきた。 武蔵野市まちづくり条例による届出状況 H28 年度 大規模 5 件、一般 28 件 H29 年度 大規模 12 件、一般 24 件 H30 年度 大規模 5 件、一般 26 件 ※大規模：大規模開発事業	◎	A	住戸の最低面積について、一律で 25 ㎡以上としていることで一定の居住水準の確保は出来ている。しかし、住まう人のライフステージに応じた規模設定にはなっていないため、その規模設定の必要性について、今後検討していきたい。

				一般：一般開発事業			
取組③	まちづくり推進課	敷地の最低面積	武蔵野都市計画において、住宅系用途地域には100㎡又は120㎡を下回らない敷地設定とすることを定めた。 武蔵野市まちづくり条例において、武蔵野都市計画に定めのない用途地域であっても、開発行為を行う場合には、100㎡を下回らない敷地設定とすることを求めてきた。	◎	A	敷地の最低面積を定めていない非住居系用途地域（商業地域、近隣商業地域、準工業）に対して、敷地の最低面積を導入する必要性について今後検討していきたい。	
個別施策	3 長期優良住宅の普及促進						
計画本文	住宅を長期にわたり使用することによって、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷の低減と同時に街並み保存を図ります。持続可能な循環型社会への転換を目指し、長期優良住宅認定部署と連携し、長期優良住宅の普及と促進を図ります。						
後半期の取組	税制上の優遇措置が講じられており一定数の建築主に普及しているものの、長期優良住宅の普及率は全国で20～25%で推移し、本市においても同様の傾向があります。平成28年4月1日より、増改築時においても計画の認定制度がはじまったことと併せ、さらなる普及・促進に向け情報提供・啓発等を図ります。						
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題	
取組①	住宅対策課	長期優良住宅制度の紹介	長期優良住宅制度に関連するリーフレットの配布や問い合わせに対しての認定部署の紹介を行う等の普及啓発を行った。	○	C	長期優良住宅認定部署と連携しながら、引き続き普及啓発に取り組む必要がある。	
取組②	建築指導課	長期優良住宅の認定	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の制度の普及を図るため、窓口にパンフレットを置きPRに努めている。平成28年度から令和元年度（8月10日現在）で356件の認定を行った。	◎	C	確認申請件数から考えると、さらに普及させることが必要	
取組③	建築指導課	認定された長期優良住宅の抽出調査	認定を受けた住宅が認定申請時に提出された「維持保全計画書」に基づき維持されているかを確認するため80件（平成28年度から3年）に対して抽出調査を行った。	◎	B	一部に「維持保全計画書」に基づく管理の必要性が理解されておらず維持管理が不足しているものがある	
個別施策	4 住宅性能表示制度の普及促進						
計画本文	住宅性能表示制度は、客観的な基準に基づき評価を行い、等級や数値などによって示されることから、性能を相互に比較することができます。良質な住宅の供給が行われるよう、住宅性能表示制度の普及と促進を図ります。						
後半期の取組	長期優良住宅とのすみ分けが分かりにくく、一般消費者から制度のメリットが分かりにくいことも普及率が低調な事の一因と思われるため、わかりやすい情報提供とともに普及啓発方策等について検討していきます。						
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題	
取組①	住宅対策課	住宅性能表示制度や紛争処理機関の紹介	住宅性能表示制度に関連するリーフレットの配布や問い合わせに対しての担当機関への紹介を行う等の普及啓発を行った。	○	C	住宅性能表示制度の問い合わせに対して、長期優良住宅制度等その他表示制度との差異も含めた確に回答できるよう、関係各課と定期的に連携を図り情報収集を行っていく必要がある。	
基本的な方針（中分類）	2 集合住宅の質の確保と維持・管理、再生への支援						
個別施策	1 分譲マンションの維持・管理及び再生への支援						
計画本文	市内分譲マンションが今後ますます高経年化する中で、居住者の高齢化や合意形成の難しさ等の要因により、管理不全や耐震化・再生に向けた取り組みが進まないといった課題が顕在化してきています。これらの課題に対しては所有者自らの責任で対処することが原則ですが、引き続き管理組合等に対しアドバイザー派遣・管理無料相談会・再生支援助成・耐震助成等の多角的な支援を行います。						

	そして、分譲マンションの適正な管理と高経年マンションの再生を促進するためには、各分譲マンションの管理状況等の定期的な実態把握も必要であることから、平成25年に実施した実態調査の時点修正に向けた手法を検討します。また、都が導入を検討しているマンションの基本情報の登録・管理状況の定期報告制度の動向等を注視し、市への導入や都との連携について検討していきます。					
後半期の取組	今後とも、東京都が策定した『良質なマンションストックの形成促進計画（H28.3）』を踏まえながら、分譲マンションの維持管理及び再生に向けた支援等に取り組んでいきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	分譲マンション(管理)アドバイザー派遣	分譲マンションの管理組合に対し、マンション管理士、建築士等の専門家を無料で派遣し、維持管理、管理会社の見直し、大規模修繕、耐震化等マンションの抱える課題解決のための支援を行った。 H28…7件 H29…28件 H30…29件	◎	A	来年度より管理状況報告が都条例で義務化されたことを受け、今後更なる当該事業のニーズが増えることが予想されることから、ニーズに対応した制度見直しを適宜図っていく必要がある。
取組②	住宅対策課	分譲マンション再生支援事業助成	分譲マンションの円滑な建替え・改修を支援するために、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用した管理組合等に対して、その派遣費用の一部助成し、財政的な支援を行った。 H28…3件、H29…2件、H30…0件	◎	B	申請に至るまでの合意形成が困難なため、相談は受けるものの申請に至らない事例が多いことから、長期的な視点で引き続き支援をしていく必要がある。
取組③	住宅対策課	分譲マンション再生モデル事業	市内の高経年マンションのうち、積極的に再生に取り組む分譲マンション管理組合(四物件)に対して、これまでの一方通行型支援ではなく双方向型支援として、市が継続的に支援をすることで、モデルマンションの適正かつ良好な維持管理の実現を図るとともに、分譲マンション再生のノウハウを蓄積し新たに施策に繋げていくことを目的に支援を行った。	◎	B	マンションの抱える課題は短期的な成果がなかなか得られないなか、モデル案件は市のアドバイザー制度を利用しながら、着実に前進が図られた。今後、2～3年の期間で引き続き支援を行い、成功事例としてのノウハウを蓄積を図る必要がある。
個別施策	2集合住宅への適切な指導					
計画本文	吉祥寺が住みたい街の上位に選ばれるなど、武蔵野市は住宅需要の高いエリアであることから、今後も集合住宅の建設需要も高いと予想されます。駅至近の生活至便な地域に立地する単身用集合住宅などでは、高齢単身者の居住も見込まれることから、バリアフリー化が必要です。また、コミュニティ形成の観点からは、多世代混住が望まれます。こうしたことから、良質な住まいや周辺地域と調和が取れた良好な住環境が形成されるよう、居住動向や課題等を見据え、まちづくり関連部署と連携し、住宅の所有者・管理者及び開発事業者に対し適切な指導を行い、協力を求めています。					
後半期の取組	引き続き、それぞれの規定に基づき、指導を行うとともに協力を求めています。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	まちづくり推進課／地域支援課	武蔵野市まちづくり条例に基づく協議実績	共同住宅の新築・増築等にあたっては、東京都福祉のまちづくり条例、東京都建築物バリアフリー条例(一定規模以上)、武蔵野市まちづくり条例、武蔵野市福祉環境整備指導要綱に基づき、それぞれの規定に定める基準に沿うよう指導し、暮らしやすい住宅の普及に努めている。武蔵野市まちづくり条例による届出状況 H28年度 大規模5件、一般28	◎	A	引き続き、それぞれの規定に基づき、指導を行うとともに協力を求めています。

			件 H29年度 大規模 12件、一般 24件 H30年度 大規模 5件、一般 26件 ※大規模：大規模開発事業 一般：一般開発事業			
取組②	まちづくり推進課 ／地域支援課	—	武蔵野市まちづくり条例では、開発区域の地域において、住民の地域福祉活動への参加が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努める旨を規定し、共同住宅の新築・増築等にあたっては、開発事業者及び共同住宅の管理者向けに、地域福祉活動への参加を促す旨の文書を送付している。	○	C	開発事業者を通じて、地域福祉活動の参加啓発を行ってきたが、大きな成果がなかったため、共同住宅の新築・増築後の住人に直接啓発していく仕組みを検討したい。
個別施策	3 集合住宅の実態把握と情報の共有					
計画本文	集合住宅は、管理方法や修繕計画などが建物を長期にわたり使用していく上で重要です。そのため、集合住宅に対する有効な施策展開を図るため、定期的に管理等の実態把握を行います。あわせて、国や都の進めている登録制度等の活用により、管理状況を公開することを普及させるとともに、管理組合等との課題の共有、情報交換・提供を行っていきます。					
後半期の取組	管理状況の実態把握と管理不全の予防・改善に向け、市内分譲マンションの管理組合に対し、東京都と連携を図りながら基本情報・管理状況等の登録の必要性、登録のメリット等を含め、普及・啓発を行っていきます。 また、今後都が開設を予定している「情報ポータルサイト」の状況を踏まえながら、管理組合による自主的かつ適正な維持管理の促進を図れるよう、都との連携について検討します。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	まちづくり条例に関する指導・調整	分譲マンションが経年とともに管理不全に陥ることを防止するため、分譲マンションの管理方法あるいは連絡先を把握し、直接的に必要な情報の提供ができるように管理状況等報告書の提出を求め、管理組合との課題共有、情報交換等ができる仕組みを条例に付加し指導を行った。	○	B	来年度から都条例により管理状況報告が義務化されるなか、まちづくり条例の報告内容や、既存建物への対象を拡充など、都条例との整合性を考慮した条例内容の検討が求められる。
個別施策	4 集合住宅のコミュニティ形成に向けた支援					
計画本文	近年の集合住宅は、オートロック方式やゲーテッドマンションなどのように、住宅内の安全性の向上が図られる一方で、地域とのつながりが希薄になりがちであるという側面を持っています。安心して住み続けていくために、集合住宅内外の良好なコミュニティを形成することが重要です。集合住宅の管理者、管理組合、防災担当及び福祉担当部署と連携し、対策を推進します。					
後半期の取組	市民活動・防災・高齢者福祉・子育て部署等との連携強化により、多様なネットワークの形成・居住者間の交流のきっかけづくり等のコミュニティ形成促進に向け、地域と集合住宅居住者・管理組合・管理者とを結び付ける場の提供や仕組みづくりを検討します。 理事や役員が毎年変更され、事業の継続性がなくなってしまうことも課題になっています。これらを踏まえ継続性のある事業実施や良好な住環境の形成に向けた支援について検討します。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	マンション管理セミナー、分譲マンション(管理)アドバイザー派遣	分譲マンションの抱える課題解決において、居住者と管理組合、管理者等の良好なコミュニティの形成は絶対不可欠な事項であり、各種相談やセミナーでその重要性を相談者に実例を交えて伝える等、良好なコミュニティの形成の推進に取り組んだ。	◎	B	集合住宅と周辺地域の繋がりがより活性化されるよう、引き続き関係各課と連携しながら必要な支援を行っていく。
取組②	市民活動推進課	—	各コミュニティ協議会が発行しているコミセンだよりを、それぞれの地区住民を対象に、運営委員や協力員の手によってポストインしている。	◎	A	引き続きコミュニティ協議会と連携をしながら必要に応じて支援を行っていく。

取組③	防災課	自主防災組織への支援	集合住宅ごとの自主防災組織の結成の相談、支援や防災講話や防災訓練を行うために職員を派遣するなど、積極的な支援を実施している。	○	B	集合住宅ごとの自主防災組織の結成に向けてより一層の支援体制の構築
基本的な方針 (中分類)	3 良好な住環境の形成に向けた支援					
個別施策	1 住みたい街としての魅力発信					
計画本文	武蔵野市は、吉祥寺が住みたい街として上位に位置づけられることが多く、また、誇りや愛着を感じる市民も多いなど、良好な街、住宅地としてのブランドイメージが定着しています。このようなイメージを支えている良好な住宅地の環境を維持・保全するとともに、吉祥寺駅周辺等ではライフスタイルの変化等に伴う多様な住まい方や新たな住まい方が可能なまちとして、民間事業者等とも協力しながら、魅力的な住まいや住まい方に関する情報発信を行います。					
後半期の取組	東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人も含めた来街者が増加することが予想されます。従来からの良好な住環境の維持・保全とともに、本市の魅力の発信について検討します。また、商店等の後継者不足及び賃借料の高止まりにより、商業地におけるチェーン店の割合が増えています。本市の特徴のひとつである、魅力的な個店の集積を維持するため、市内における創業の支援及び事業承継等の取組みについて検討します。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	生活経済課	都市観光の推進	平成29年6月に第二期観光推進計画を、平成31年4月に第二期産業振興計画を策定。観光情報サイトや観光マップ等の多言語化、地域観光資源の掘り起こし、おみやげ認定制度など、まちの魅力やブランド力の向上につとめ、その情報発信を行っている。	○	C	従来からの良好な住環境を維持しつつ、世界的なビッグスポーツイベント終了後も、来街者が訪れ、住民が住み続けたいよう、産業、観光の各計画に沿って、まちの魅力を高め、発信していく。
取組②	生活経済課	創業支援及び事業承継	商店等の後継者不足及び賃借料の高止まりにより、商業地におけるチェーン店の割合が増えている。本市の特徴のひとつである、魅力的な個店の集積を維持するため創業の支援及び事業承継に取り組む。平成29年市内4か所に創業支援施設の開設を支援し、今後は事業承継支援も含めた取組みとして「むさしの産業サポートネット（仮称）」の設立を検討する。	○	B	高齢化や後継者不足等により市内事業者数の減少が見込まれるため、創業支援に加え、事業承継支援も含めた取組みが必要。
個別施策	2 緑豊かな住環境の維持と創出					
計画本文	本市の魅力である緑豊かな街並みを維持していくためには、住宅地の緑を守ることが重要です。そのためには、武蔵野市まちづくり条例や武蔵野市緑化に関する指導要綱等による指導を徹底するとともに、緑化関連部署と連携し、既存の緑を守り育てるために、緑の所有者だけでなく、地域で守る意識の醸成やしぐみを検討していきます。また、緑のある美しい住宅の景観を次世代に継承していくために、まちづくり関連部署と連携して、その方法について検討していきます。					
後半期の取組	住宅地の緑については、建築時の緑化指導、接道部緑化の助成、保存指定による支援などを引き続き推進し、広報等の情報提供に努めていきます。また、新たに地域ぐるみで緑を守り育てる取組みとして、民有地の生垣の刈込みをボランティアで行う『緑の保全サポート制度』を平成27年度より3年間のモデル事業として行っており、今後本格実施に向けて効果検証等を行っていきます。中期目標である歩いていける公園の整備率 88%を目指し、公園空白地域を中心とした公園の拡充整備を行います。また、緑と水のネットワークの形成においては水辺環境整備を進め、緑豊かな住環境の維持創出を図っていきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	まちづくり推進課 / 緑のまち推進課	武蔵野市まちづくり条例に基づく協議実績	緑ある美しい住宅の景観を保全するため、平成29年度に景観ガイドラインを策定しました。あわせて「武蔵野市まちづくり条例」の改定を行いました。	◎	A	引き続き、それぞれの規定に基づき、指導を行うとともに協力を求めていく。

			「武蔵野市まちづくり条例」において、建築計画に対して協議を行うことで、緑化の推進や武蔵野市らしい景観の推進を行っています。 武蔵野市まちづくり条例による届出状況 H28年度 大規模 5件、一般 28件 H29年度 大規模 12件、一般 24件 H30年度 大規模 5件、一般 26件 ※大規模：大規模開発事業 一般：一般開発事業			
取組②	まちづくり推進課 / 緑のまち推進課	武蔵野市緑化に関する指導要綱に基づく緑化の推進	まちづくり条例に該当しない、200㎡以上の敷地については、「武蔵野市緑化に関する指導要綱」に基づき、緑化計画書の提出を求めています。 緑化計画書提出件数 H28年度 87件 H29年度 90件 H30年度 73件	◎	A	街並みに緑を増やすため、接道部緑化の充実に向けた誘導方策の検討を行う。
取組③	まちづくり推進課 / 緑のまち推進課	保存指定された民有地の樹林、樹木、生垣に対する助成等による支援	保存指定された民有地の樹林、樹木、生垣に対する助成等の支援を行い、民有の身近な緑の保全・創出を図っています。 ・保存樹木・保存樹林・保存生垣指定状況 H28年度 保存樹木880本 保存樹林7,773㎡ 保存生垣4,027m H29年度 保存樹木931本 保存樹林7,773㎡ 保存生垣4,150m H30年度 保存樹木1,043本 保存樹林7,018㎡ 保存生垣4,243m	◎	A	保存樹木等の指定については、所有者の維持管理による負担などから伐採に至るケースがあることから、地域の緑としての認識を高め、サポートしていくための取組みを検討する。
取組④	まちづくり推進課 / 緑のまち推進課	公園の整備及び街路樹の維持管理による緑豊かな住環境の維持と創出	身近な公園として下記の公園を整備した他、身近な緑として街路樹の維持管理を行い、緑豊かな住環境の維持と創出を図っています。 新規整備 H28年度 武蔵境ぼっぽ公園 R1年度 吉祥寺東町農業公園 新規整備 (予定) R2年度 西久保三丁目公園 (仮称)	◎	A	生産緑地の買取りなど適地があれば積極的に緑を確保していくが、減少していく民有地の緑を確保することが重要である。
個別施策	3地域の特性に応じた住まい等のルールづくりへの支援					
計画本文	本市は、市域の約8割は住宅系の用途地域が指定されている住宅都市であり、その良好な住環境が、市民の誇りとなり、快適な生活の場となっています。 市内には、低層から中高層などの良好な住宅地がある一方で、住宅地内への商業・業務機能の入り込みなどにより住環境が悪化している地域も見られます。 良好な住環境を確保するため、地域の特性を活かしながら、周辺の住民の合意に基づく地区計画や地区まちづくり計画の策定に向けた活動などについて、まちづくり関連部署と連携を図りながら支援していきます。					
後半期の取組	地域の特性を活かした住民の合意に基づくルールの策定をさらに促進していくため、地区計画や地区まちづくり計画について市民への周知を図っていきます。 また、市民から、「地区まちづくり計画を策定するために地権者への合意を集める際のハードルが高い」といった意見が出されていることを踏まえ、今後、手続きの見直し等について検討します。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	まちづくり推進課	武蔵野市まちづくり条例に基づく	平成28～31年度における、景観まちづくりに関する実績は下記の通り。	◎	A	市民から「地区まちづくり計画を策定するために地権者

		景観まちづくりの推進	<p>地区計画：1件（境浄水場地区地区計画） 地区まちづくり計画：1件（西久保1丁目緑をまもる地区まちづくり計画） 地区まちづくり協議会の認定を受けた団体：1件（吉祥寺地域医療拠点地区まちづくり協議会）</p> <p>「武蔵野市まちづくり推進団体助成金交付要綱」に基づき、地区計画等策定に係る経費としては、平成31年度に1件の交付があった。（吉祥寺地域医療拠点地区まちづくり協議会、299,900円）</p>			への合意を集める際のハードルが高い。」といった意見が出されており、今後、手続きの見直しなどにより対応していく必要がある。現在武蔵野市における地区計画は4件、地区まちづくり計画は1件であり、地域の特性を活かした住民の合意に基づくルール策定をさらに促進していくため、制度について市民への周知を図っていく必要がある。
個別施策		4良好な居住環境形成に向けた対応				
計画本文	高齢者、障害者、子育て世帯や単身世帯など、多様な世代、世帯が安心して住み続けていくためには、住宅や住環境だけでなく、買い物や移動の確保など日常生活の利便性が確保される必要があります。このように、住み続けられる居住環境を形成していくため、福祉施策、交通施策や産業振興施策等と連携を図ります。					
後半期の取組	多様化する市民の移動手段に対応した交通施策のあり方を検討し、交通事故防止や歩行者等の安全性確保につながる走行環境整備の推進することが必要です。また、方向別に不足するエリアを中心に、駐輪場用地の確保と既存駐輪場のさらなる有効活用、短時間無料制度の駐輪場制度を推進、利用形態に合った駐輪場運営へ改善を行っていきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	地域支援課	福祉のまちづくり条例等の推進	<p>買い物や移動の確保などに日常生活の利便性確保等は、広い視野での居住環境向上に寄与するため、東京都福祉のまちづくり条例、武蔵野市福祉環境整備指導要綱に基づき、事業主に対し必要な指導を行っている。</p>	◎	A	条例及び要綱に基づき、事業主への必要な指導を継続していく。
取組②	高齢者支援課	移送サービス（レモンキャブ）事業	<p>単独でのバスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者・障害者を対象に、目的を限定せず個別のニーズに対応するドア・ツー・ドアの送迎サービスです。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転する互助の取組みとして実施しています。</p> <p>地域に根ざした移送サービス</p> <p>事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用登録者数 904人（←118人） ●運行協力員数 43人（←35人） ●総利用件数 18,941件（←2,696件） <p>※H30年度末（H12モデル事業）</p> <p>「利用者の皆さんに、大変喜ばれていゝ」との声も多く、事業が地域に定着しています。</p>	◎	A	事業を継続していくため、運行協力員や運行管理者の確保に努めていく。
取組③	生活経済課	高齢者等の買い物支援策の検討	平成30年度より、近隣市での取組みや民間事業者の支援事例を担当者等へのヒアリングも行い研究している。令和元年度からは高齢者支援課も交えて支援策のあり方を研究している。	△	C	高齢者等の実態やニーズ調査等を踏まえ、関係課で連携しながら本市に合った買い物支援策の検討を進める。
取組④	交通対策課	地域公共交通網の形成	年末年始やゴールデンウィークの利用者が少なくなる時間帯のムーバス運行について、全路線で利用実態に即したダイヤで運行することにより、効率化と乗	◎	B	計画に基づき、高齢者や子育て世代の移動手段確保や自転車交通との連携等、地域公共交通の

			<p>務員の労働環境改善を図った。高齢になっても暮らしやすく、子育て世代にも住みやすい居住環境を形成していくため、ムーバスを含めた既存の交通サービスが担うべき役割を検証するとともに、将来的に持続可能な交通まちづくりの構築に向けて、現在、令和2年4月施行予定の、法定計画となる地域公共交通網形成計画の策定を進めている。</p>			<p>利便性向上を図っていく。</p>
取組⑤	交通対策課	自転車等の駐車対策及び安全利用促進	<p>自転車等総合計画に基づき、駐輪場の整備や満空情報のWEB化、既存駐輪場の有効活用、2時間無料制度の推進、自転車安全利用講習会等を通じた安全利用対策等に取り組んできた。現在、令和2年4月施行予定の自転車等総合計画の改定を進めている。</p>	◎	B	<p>計画に基づき、駐輪場の整備及びその有効活用等により放置自転車対策を推進するとともに、引き続き自転車の安全利用対策を図っていく。</p>
取組⑥	交通対策課	自転車走行空間整備	<p>平成29年4月に自転車走行環境づくり推進計画を策定し、平成29年度より自転車の安全利用対策の一環として自転車走行空間整備を実施。平成29年度に4路線（延長1,360m）、平成30年度に6路線（延長3,760m）に法定外表示を整備し、令和元年度に6路線（延長3,700m）、令和2年度に6路線（延長3,800m）を整備予定。</p>	◎	B	<p>既存整備路線の維持修繕や生活道路における走行空間整備等についても検討する。</p>

施策の方向性 (大分類)	3 安全・安心な住まいづくり					
基本的な方針 (中分類)	1 安全性の高い住まい・地域づくりに向けた支援					
個別施策	1 住宅の耐震化促進等による地域の安全性の向上					
計画本文	<p>住宅の耐震化は、まず自らの生命や財産は自ら守ることが原則であるとともに、地域の防災性向上のためにも、その所有者自らが取り組む必要があります。市では、武蔵野市耐震改修促進計画に基づき、専門家や関連団体と連携して、住宅の耐震化を支援するとともに、耐震診断・改修など耐震化助成制度について、一層の啓発及び周知を図り制度の活用を進めます。また、緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある沿道建築物については、東京都と連携し耐震化の促進を図ります。あわせて住宅地内における狭あい道路については、住宅の建替えなどにあわせて、着実に拡幅整備を進め、地域の安全性の向上を目指します。</p>					
後半期の取組	<p>平成26年度末の住宅の耐震化率は85.6%であり、新たに策定した「武蔵野市耐震改修促進計画」の目標値である平成32年度末に95%に向け、さらなる普及・啓発活動を行います。また、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、診断未実施である建物所有者に対する命令措置等、今後とも東京都と連携を図るとともに、平成32年度末耐震化率95%達成に向け、建物所有者に対し支援を行います。ただし、これら沿道建築物の耐震化にあたっては、改修等にむけた合意形成やテナントへの補償、アスベスト調査・除去、工事車両の設置スペースが確保できないなどの諸問題により、耐震化が進まない事例もあるのが実情です。</p>					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	<p>東京都が指定した特定緊急輸送道路の沿道建築物について、震災時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、救急救命、消火活動、物資の輸送等が支障なく行えるように、東京都と連携を図りながら耐震化に要する費用の一部を助成した。</p> <p>耐震診断 H28…8件、H29…2件、H30…8件 補強設計 H28…0件、H29…4件、H30…1件 耐震改修 H28…0件、H29…1件、</p>	◎	A	<p>耐震化の更なる推進のためには、分譲マンションの合意形成や店舗・事務所の移転等、建物性質上の特有の問題の解決を図る必要がある。</p>

			H30…4件			
取組②	住宅対策課	住宅・マンション耐震助成事業	S56年5月31日以前の建築された戸建住宅、長屋、共同住宅の耐震化を支援するため、耐震診断、耐震設計、耐震改修・建替え、除却に要する費用の一部を助成した。 耐震診断 H28…62件、H29…47件、H30…73件 補強設計 H28…1件、H29…10件、H30…15件 耐震改修 H28…8件、H29…21件、H30…11件 除却 H28…23件、H29…27件、H30…32件	◎	A	戸建住宅の耐震化については一定の成果が図られたが、分譲マンションについてはその実績が少なく耐震化の促進が図られていないことから、分譲マンションの耐震化促進に積極的な取組みが求められる。
取組③	建築指導課	要緊急安全大規模建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況の公表	平成30年度末に、対象建築物の所有者に対して耐震化を促すため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、ホームページ等にて耐震化状況を公表した。	◎	A	対象以外の耐震化の促進を図っていく必要がある
取組④	建築指導課	要緊急安全大規模建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震性未診断建築物への命令・公表	平成30年度末に、対象建築物の所有者に対して耐震化を促すため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震未診断者に対し診断実施の命令及び命令の公表をホームページ等にて行った。	◎	A	耐震診断に対する補助も打ち切られており耐震診断実施への誘導が難しい
取組⑤	建築指導課	耐震改修促進計画の改訂	平成27年度末に改訂された「武蔵野市耐震改修促進計画」に対して一層の耐震化が図られるよう「武蔵野市耐震化緊急促進アクションプログラム」追記等の改正を行った。 現在の計画は平成32年度末までの計画であるため令和2年度に改訂作業を行う予定である。	◎	A	方向性を決める上で都の計画の考え方を早めに示されることが不可欠
取組⑥	道路課	狭あい道路拡幅整備事業	狭あい道路は、災害時の避難通路、緊急車両の通行、消防活動の場等の妨げになるため、「武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱」要綱に基づき、狭あい道路拡幅整備を進めています。対象は、建築基準法第42条第2項、第42条第1項第5号、東京都安全条例第2条の規定による角敷地部分、かつ市管理道路（私道含む）です。 後退用地部の非課税となる手続きについても、併せて市で実施しています。平成30年度末で整備率32.28%となっています。	◎	D	継続して住宅の建替えなどにあわせて、着実に拡幅整備を進める。
個別施策		2住宅の安全性の向上				
計画本文	安心して生活していくために、住宅の防犯性や安全性の向上を図る必要があります。住宅の防犯性能や室内における安全性の向上について、チェックシートや業界団体、関連する部署と連携した住まいのアドバイザー（仮称）による、住宅の点検やアドバイスを行うことを検討します。					
後半期の取組	庁内で関連部署が連携して住宅の点検やアドバイスの実施についても引き続き検討するとともに、不動産事業者団体・防犯設備協会等と協力し、住宅の安全性向上を図っていきます。また、引き続きそれぞれの規定に基づき、協議を通じて安全性の向上に協力を求めていきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	住宅対策課	防犯性の高い鍵への交	市営関前住宅において、玄関ドアを防犯性の高い鍵へ交換し	◎	B	関前住宅と北町第2住宅については

		換等	た。 市営北町第2住宅においては、入退去に合わせて防犯性の高い鍵へ順次交換している。			玄関インターホンがブザータイプのものである。悪質な訪問販売詐欺への防犯対策として、今後、市営住宅の防犯上の施設整備基準を検討する。
取組②	住宅対策課	空家等の管理に関する相談受付及び適正管理促進の呼びかけ（H28年度～）	地域の防犯に悪影響を及ぼす可能性のある管理不全の空き家に対し、庁内各課と連携し現地確認するとともに、管理不全と認められる空家等に対して、適正管理を促す通知を送付し、その改善を図った。 【相談件数】H28：57件、H29：42件、H30：85件 【通知件数】H28：21件、H29：15件、H30：52件 【特定空家等件数】実績なし	◎	C	適正管理を促す通知を送付したが、改善対応がされない案件に対する定期的なフォロー体制の構築が必要。
取組③	安全対策課	建築主に対する防犯設備の設置に関する指導	武蔵野市生活安全条例に基づき、戸数が15戸以上の共同住宅の建築主に対して、防犯カメラ、非常通報ボタンの設置、玄関、エレベーターホールの見通しの確保、建物内外の照度、ピッキングに強い鍵の設置など、犯罪を予防するために必要な措置と認められる設備の設置に関して、警察署と協議するよう指導する。	◎	A	引き続き実施する。
個別施策		3防災性・防犯性の高い住環境づくりへの支援				
計画本文	防災性・防犯性の高いまちにしていくためには、地域のコミュニティを推進していくことが重要です。良好な地域コミュニティを築くことが防犯の役割を果たすのみならず、災害時には、地域住民とともに学生や業者なども協力して助け合う、共助へとつながります。そのため、良好な地域コミュニティを維持しつつ、さらにより良いものとしていくためコミュニティ担当部署と連携し、地域コミュニティの維持と発展に向けた支援などについて検討します。					
後半期の取組	繁華街に隣接する地域と住宅街を中心とした地域では、防犯に対する関心度合いや課題もまちまちであることから、各地域で独自に取り組んでいる活動を尊重し、関係機関とともに連携していきます。 また、地域住民が自らその課題解決に取り組んでいくためには、地域で活動する様々な団体が、日頃から連携を取っておくことが重要なため、地域内の連携に向けた支援を図ります。各地区の自主防犯パトロール隊等に対し、意見交換会を引き続き実施し、情報の共有化を図っていきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	市民活動推進課	—	各コミュニティ協議会では、地域の防災訓練（当該地域の福祉の会、避難所運営組織等と協力）、タウンウォッチング、防犯パトロール、警察や市防災課職員を講師に招いた講演会等の取り組みが独自に行われています。	◎	A	引き続きコミュニティ協議会と連携をしながら必要に応じて支援を行っていく。
取組②	安全対策課	市民安全パトロール隊による見守り活動	市民で構成している市民安全パトロール隊は、児童の登下校や塾帰りの時間帯を中心に、見守りや不審者の警戒など、年間延べ3千回を超えるパトロール活動を実施している。また、毎月開催されているパトロール委員会において、警察や他のパトロール隊と、市内の犯罪情勢や不審者情報の情報共有を行うことで、状況に即したパトロール活動を行っている。	◎	B	これまでの「見せるパトロール」により犯罪の未然防止を図るとともに、各種パトロール団体との情報共有を行うなどの連携した防犯活動を推進する。

取組③	安全対策課	自主防犯パトロール隊との情報共有	自主防犯パトロール隊は自主的に組織され、地域の事情に即したパトロール活動を実施している。地域ごとに関係機関や他のパトロール隊との意見交換会を開催し、また、防犯関連広報紙を作成、配布することで、情報共有を行っている。	◎	B	関係機関や各種パトロール隊との間で情報共有を行うなどの連携した防犯活動を推進する。
個別施策		4 災害などへの対策の推進				
計画本文	自然災害は、いつどのように発生するか予想することができません。また、近年の局地的な豪雨による浸水被害が見られます。都市型水害の軽減に向け、雨水の有効利用が可能な雨水タンクや雨水浸透施設について、下水道担当部署と連携し、普及、啓発及び設置を推進します。また、地震などの災害を踏まえ、災害発生時や復興に向けた取組み等の検討に向けて、関連する部署と連携を図りながら、支援のあり方について検討を進めます。					
後半期の取組	災害時の情報提供だけでなく、情報収集を強化すべく、防災情報システムの見直しを検討しています。また、高度化する通信ニーズ等への対応として、防災行政無線のデジタル化を実施する予定です。市立小中学校の校庭地下への雨水貯留浸透施設設置については、平成 28 年度以降、年 1 基の設置を予定しており、平成 32 年度で 18 校全てに設置完了予定です。「雨水利活用条例」の制定により、新築住宅への雨水浸透柵等の設置については概ね 100% を達成していますが、既設住宅への設置推進が課題となっています。治水対策及び水循環の保全等の観点からも、市民への浸透施設及び雨水タンクの効果を積極的に P R するとともに、P R 方法及び助成制度についても研究し、進捗を図っていきます。					
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題
取組①	防災課	情報収集や伝達手段の強化	災害時に情報伝達を速やかに行えるよう SNS などによる情報伝達を実施するとともに、防災行政無線のデジタル化を行っている、令和 2 年までにデジタル化を完了する予定である。また、最新の ICT 技術を活用した情報伝達手段を研究していく。	○	B	最新の ICT 技術を活用した情報伝達手段の導入。
取組②	防災課	被災者支援システムの構築	地震等大規模な災害が発生した際に、迅速かつ効果的に被災者生活の再建を支援するため、都では「被災者生活再建システム」を導入し、都内各区市町村で共同で利用している。本市でも被災者支援システムを導入するとともに、システム習熟に向けた訓練を庁内関係部署と連携し実施する。	○	B	被災者支援システムの習熟を高めていく。
取組③	下水道課	雨水浸透施設等設置助成事業	浸水対策や水環境の創出・保全を総合的な環境問題の解決策と捉えながら、住宅への雨水浸透施設等の設置を推進するため、専属の嘱託職員を配置して戸別訪問 PR を行い、住宅等に雨水浸透施設を設置する方に対して助成金を交付し、雨水浸透施設の設置推進を通じ治水、利水、水循環の推進を図りました。平成 28 年度から平成 30 年度までに桜堤三丁目、吉祥寺北町、境南町を中心に 238 件の助成を行いました。令和元年度も境地区を中心に順調に設置しています。また、雨水の有効利用により、環境面や災害の抑制・災害時の活用等、多面的な効果が期待できる雨水貯留槽の購入に対し助成を行いました。平成 28 年度から平成 30 年度までに 46 件の助成を行いました。令和元年度も順調に設置しています。令和 2 年度も引き続き専門職員	◎	B	雨水利活用条例の制定により、雨水浸透施設の新築住宅への設置は進む一方、既存住宅への設置は市報やイベント等での広報だけでは限界があります。職員の戸別訪問による PR が効果を上げているため、今後も戸別訪問を継続していく必要があります。

				による戸別訪問PRを行っていくことで、安定した設置数を見込んでいます。			
取組④	下水道課	雨水貯留浸透施設の設置事業		市立小中学校への雨水貯留浸透施設の設置することにより、都市型集中豪雨による浸水被害の軽減を図っています。平成28年度から令和元年度にかけては、3校に設置しています。(第六中、千川小、境南小) また、平成28年度から平成29年度に市道第135号線(桜堤三丁目)、平成28年度にうさぎ山公園の地下に雨水貯留浸透施設を設置しました。 令和2年度は、桜野小学校での整備を予定しています。	◎	B	市内の全18校の小中学校のうち、17校に設置済みとなりますが、雨水浸透施設等設置技術指針の改正を踏まえ、公共施設への雨水浸透施設の設置を促進します。武蔵野市流域対策実施計画の計画年次である令和2年度以降については、設置箇所等については未定となっていますが、引き続き、流域対策、河川整備、下水道整備等と連携しながら、総合的な豪雨対策を進めていく必要があります。

基本的な方針(中分類)	2 住宅に必要な最低限の質の確保						
個別施策	1 違反建築や欠陥住宅の予防への取組み						
計画本文	違反建築対策を継続するとともに、欠陥住宅を予防するため、知識と技術を持った専門家等による相談体制についても、引き続き行います。						
後半期の取組	引き続き、それぞれの規定に基づき、指導を行うとともに協力を求めています。また、市民等からの相談についても継続して受け付けます。”						
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題	
取組①	建築指導課	違反建築物への対策の徹底	建築確認済の建築物の年間約2,000件程度の現場実査のほか、市内巡回パトロールや現場調査により、違反建築物の防止と早期摘発を行い、是正指導を行っている。また、指定確認検査機関による確認審査や検査の適正な実施を確保するため、特定行政庁として必要な措置や対応を行っている。	◎	B	建築基準関係法令に違反する建築行為が後を絶たない。積極的なパトロールや情報収集等の実施により、違反建築物の防止と早期摘発を行い、是正指導を継続していく必要がある。	

基本的な方針(中分類)	3 健康に暮らせる住まいづくりへの支援						
個別施策	1 健康に暮らせる住まいづくりへの支援						
計画本文	通風、採光などに配慮し、アレルギー対策などが施された健康で快適に暮らせる住まいづくりや住まい方について、情報の発信を行います。						
後半期の取組	市民が健康で快適に暮らせる住まいづくり等に向け、都・関係部署と連携し情報発信を行います。						
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題	
取組①	住宅対策課	住宅・マンション耐震助成事業	各事業における改修、除却の申請において、工事内容にアスベスト含有建材の撤去が工種に含まれる可能性があった場合、調査及び適正な処理を行うよう申請者に対して指導を行った。	○	B	各種申請において、引き続きアスベストについての確認及び必要に応じた指導を行っていく。	

施策の方向性(大分類)	4 環境に配慮した住まいづくり						
基本的な方針(中分類)	1 環境に配慮した住まいづくりへの支援						
個別施策	1 環境に配慮した住まいづくり・住まい方の推進						

計画本文	環境に配慮した住まいや住まい方は、持続可能で循環型の生活を送っていく上で重要です。日常生活におけるエネルギーの消費抑制や効率利用を進めるため、住宅の建築や改修の機会を捉え、太陽光利用設備及び高効率給湯設備の導入、雨水浸透及び利用設備の設置や緑化を推進し、あわせて関連する助成制度の普及・啓発を行います。また、自然エネルギーや燃料電池などの新たなエネルギーの活用について、環境政策関連部署と連携した情報共有と情報提供を行います。																																	
後半期の取組	各種助成制度については、申請件数が頭打ちになりつつあるため、制度の周知方法の再検討やメニューを再編する等の工夫を図ります。また、引き続き、環境に配慮した住まいづくりの推進に向け、関係部署等と連携を図るとともに、市民にわかりやすい情報提供を図ります。																																	
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題																												
取組①	住宅対策課	支援制度の紹介	環境に配慮した住まいに関する支援制度を始め、住まいに関するすべての支援制度の概要が分かるリーフレットを作成し、各種セミナーやイベントで配布する等普及啓発に取り組んだ。	◎	C	各年度における制度の見直し内容をリーフレットに確実に反映していく必要がある。																												
取組②	環境政策課	効率的なエネルギー活用推進助成制度	<p>市全体の総エネルギー使用料の削減と効率的な活用を目指し、住宅用エネルギーマネジメント機器、省エネ・創エネ設備に対する設置・改修費用の一部を助成した。</p> <p>平成30年度からは、社会情勢の変化や申請状況を踏まえ、HEMSの助成金額の変更や、蓄電池・既設窓の断熱改修等の助成メニューを新設した。</p> <p>【効率的なエネルギー活用推進助成状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HEMS</td> <td>40件</td> <td>11件</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム</td> <td>20件</td> <td>7件</td> <td>118件</td> </tr> <tr> <td>太陽熱温水器</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電システム</td> <td>26件</td> <td>9件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>蓄電池システム</td> <td></td> <td></td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>既設窓の断熱改修</td> <td></td> <td></td> <td>46件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	28	29	30	HEMS	40件	11件	20件	家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	20件	7件	118件	太陽熱温水器	0件	0件	0件	太陽光発電システム	26件	9件	11件	蓄電池システム			12件	既設窓の断熱改修			46件	◎	C	<p>以下の事項を踏まえ、今後対象設備や助成金額、要件等、メニュー内容を検討していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化 (例) FIT制度の見直しや世界的な脱炭素化へのシフト等 ・申請の状況 (例) 窓断熱改修の集合住宅からの申請増加等 ・環境以外の分野を含めた助成のあり方 (例) ヒートショック対策などの健康面から配慮した窓断熱の推進、防災面から考える蓄電池設置の推進等
年度	28	29	30																															
HEMS	40件	11件	20件																															
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	20件	7件	118件																															
太陽熱温水器	0件	0件	0件																															
太陽光発電システム	26件	9件	11件																															
蓄電池システム			12件																															
既設窓の断熱改修			46件																															
取組③	緑のまち推進課	道路に接する部分の新たな緑化に対する助成	<p>道路に接する部分の新たな緑化に対し、助成した。</p> <p>【接道部緑化助成状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生垣</td> <td>54m</td> <td>34m</td> <td>25m</td> </tr> <tr> <td>高木</td> <td>17本</td> <td>19本</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>19本</td> <td>40本</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>70本</td> <td>127本</td> <td>15本</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>8㎡</td> <td>15㎡</td> <td>2㎡</td> </tr> </tbody> </table>	年度	28	29	30	生垣	54m	34m	25m	高木	17本	19本	1本	中木	19本	40本	4本	低木	70本	127本	15本	地被類	8㎡	15㎡	2㎡	◎	A	暮らしの中で緑の良さを実感できるよう助成要件の見直しを検討する。				
年度	28	29	30																															
生垣	54m	34m	25m																															
高木	17本	19本	1本																															
中木	19本	40本	4本																															
低木	70本	127本	15本																															
地被類	8㎡	15㎡	2㎡																															
個別施策	2住宅の長期使用																																	
計画本文	住宅を長期にわたり使用することは、解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷の低減を図ります。長期優良住宅や住宅性能表示制度の普及と促進を図るとともに、長寿命化に関する履歴を活用するしくみなどを検討し、住宅の長期使用を図ります。																																	
後半期の取組	長期優良住宅については、税制上の優遇措置が講じられており一定数の建築主に普及しているものの、さらなる普及・促進に向けたわかりやすい情報提供等を図るとともに、履歴情報が蓄積される仕組み等について検討します。また中古市場において、住宅が適切な維持管理を施されることは、その住宅の価値を高めることにもつながるため、住宅に関する履歴情報が蓄積され、活用する仕組みについて検討します。																																	
	担当課	事業名	取組の概要	状況評価	事業評価	次期への課題																												
取組①	住宅対策課	住宅・マンション耐震助成事業	住宅・マンション耐震助成事業の除却の申請案件については、関係各課と連携しながら、解体工事が適正に進められているか	○	C	長期優良住宅以外にも ZEH 住宅等環境配慮型住宅には様々な表示制度が																												

			確認を行った。			あるなか、的確にそれら制度の情報を発信できるよう体制を整える必要がある。
取組②	建築指導課	長期優良住宅・低炭素建築物の認定	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」等の制度の普及を図るため、窓口パンフレットを置きPRに努めている。平成28年から令和元年度（8月10日現在）で長期優良住宅は356件、低炭素建築物は27件の認定を行った。	◎	C	確認申請件数から考えると、さらに普及させることが必要
取組③	建築指導課	認定された長期優良住宅の抽出調査	認定を受けた住宅が認定申請時に提出された「維持保全計画書」に基づき維持されているかを確認するため80件（平成28年度から3年）に対して抽出調査を行った。	◎	B	一部に「維持保全計画書」に基づく管理の必要性が理解されておらず維持管理ができていないものがある
取組④	建築指導課	省エネ計画書の受理	「省エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき省エネ計画書の提出指導及び審査を行っている。平成28年から令和元年度（8月10日現在）で158件、受理した。審査の結果、基準不適合建築物に対しては所有者に改善指示書を送付した。	◎	B	法に基準適合義務がないため、一部で基準不適合建築物が見受けらる
取組⑤	建築指導課	建設資材の再資源化及び廃棄物の適正な処理の徹底	建設リサイクル法の規定に基づき、新築や解体等の建設工事にあたって、廃棄物の分別・リサイクルの指導を行っています。	◎	B	無届による解体工事の実施が見受けられる。市内パトロールにより発見し、是正指導を継続していく必要がある。